第22回長野県治水・利水ダム等検討委員会

日 時 平成15年2月4日(火)午前10時00分から午後2時50分まで

場 所 サンパルテ山王 5 F「信濃」

出席者 宮地委員長以下14名中11名出席(欠席 石坂委員、植木委員、松岡委員)

田中治水・利水検討室長

それでは、定刻となりましたので、只今から第22回長野県治水・利水ダム等検討委員会を開催致します。 開会にあたりまして、宮地委員長からご挨拶をお願い致します。

宮地委員長

おはようございます。暦の上では今日は立春なんですが、暖冬という長期予報に迷わされたせいか、何か、寒さがひとしお感じられるんでございますが、委員の皆様方、ご出席を頂きましてありがとうございました。幹事会の皆様方もご苦労様でございます。前回の委員会では薄川と郷士沢川、それと上川、これについて審議を行ったわけでございます。薄川の方は公聴会の開催について検討を致しまして、実は明日から公述人の募集を受け付けることとなっております。それから、上川につきましては、部会報告案を基本と致しまして、答申作業に入ることは確認されまして、起草委員が決まっております。本日、ちょっと、あとで打ち合わせをしたいと思っておりますけれども、そういうわけでございます。ですから、本日は郷士沢川について、前回に引き続き、ご審議を頂く。それから、もうひとつ、現在部会で審議を行っております角間川、黒沢川、駒沢川、この3河川流域についても、その進行の状況についてご報告をお願いする予定でございます。特に、黒沢川につきましては、部会の審議が終了したと伺っておりますので、その辺も含めまして本日のご報告の中に、織り込んで頂けるとありがたいと思っております。引き続き。建設的なご意見を頂きまして、有意義な委員会となりますようにお願いをしたいと思っております。どうもありがとうございました。

田中治水・利水検討室長

ありがとうございました。只今の出席委員ですが、14名中11名でございます。条例の規定によりまして、本委員会は成立致しました。それから、資料の確認をお願いしたいと思いますが、本日、資料1ということで、治水・利水対策推進体制の資料です。それから、資料2としまして各部会からの報告資料ということで、お手元に配布させて頂きました。ご確認をお願いしたいと思います。それでは、宮地委員長、議事進行の方をお願い致します。

宮地委員長

はい、承知致しました。それでは、まず、本日の議事録署名人を指名致します。今回は風間委員と、それから、高田委員にお願いをしたいと思います。よろしくお願い致します。ではまず、ここにございますように、推進本部からご報告を頂きたいと思っております。幹事、お願い致します。

幹事(政策秘書室)

政策秘書室の猿田と申します。資料1に基づきまして、浅川及び砥川の治水・利水対策について、ご報告をさせて頂きます。浅川及び砥川の治水流域対策につきまして、昨年6月当委員会の答申を受けまして、県と致しまして、治水・利水対策の枠組みというものを示しまして、ここに記載しております治水・利水対策推進本部を7月に設置しております。この本部におきまして、県が示した枠組みの具体化を図っているところでございます。推進本部の体制は資料のとおり、知事を本部長と致しまして、以下、副知事、出納長、関係の室、部、局の長、ならびに現地機関の長、合計19名で現在のところ構成しております。合わせまして、

それぞれ土木部長を班長とする河川改修班、企画局長を班長とする流域対策班、衛生部長を班長とする利水 班、この3班を設けて、この班を中心に検討を続けてきております。先週の金曜日になりますが、1月31 日に、第2回の本部会議を開催してございます。その本部会議の場におきまして、各班から中間報告をもら い、それを踏まえて本部としての今後の方針を決定致しました。以下、口頭になりますが、その本部として の方針をご報告致します。まず、浅川・砥川の治水対策につきまして、長野県としての目標を設定致しまし た。既に新聞等で報道されているところでございますが、大きく2点ございます。ひとつには来年度、平成 15年度中に治水計画を固めるということ。そして、ご要望の強い河川改修について平成16年度には着手 するようにと、この2点の目標を大きく掲げたところでございます。また、平行して進めております基本高 水流量の再検証につきましては、議会等の場で10年を目安というお話をさせてきて頂いたところでござい ますが、これを短縮しまして、5ヵ年をめどに一定の方向を出すということになっております。また、両河 川の上流の森林整備につきましては、来年度、15年度から重点的に着手しまして、概ね10ヵ年でこれを 完了させることとしております。この他流域対策として効果が発揮できる施策につきまして、もっと具体的 に言いますと、施策というよりも事業につきまして、本年7月を目途に選定することとしております。更に、 利水の関係でございますが、水道の水源確保に関する県の支援姿勢について、これを早急に明確化すること と致しております。以上は浅川・砥川についての決定事項でございますが、これに加えまして、浅川・砥川 以外の今後答申を頂くことになります7河川流域につきましても、答申を受けてのち、推進本部がそれを所 掌することと致しました。以上が推進本部の決定事項でございます。合わせて、来年度予算についてのご報 告を一部させて頂きたいと思います。答申を受けたのちに住民主体でフォローアップの仕組みをつくるよう にと本委員会でご意見が出されていることを踏まえまして、長野モデル創造枠に、流域協議会の運営費用を 現在予算要求しております。15年度予算案の査定が今まさに進行中でございますので、決定までにはもう しばらくの時間がかかるかと思いますが、当委員会での検討事項を踏まえてそちらの方の対応もさせて頂い ております。以上、治水・利水対策推進本部の検討状況並びに15年度の予算に向けての動きをご報告させ て頂きました。以上でございます。

宮地委員長

ありがとうございました。推進本部の方から、私どもがかねがねお願いをしておりましたことを、どうなっているかというご報告、それから、これから先の進め方についてご報告を頂いたわけでございます。何かご質問、どうぞ。

五十嵐委員

私の聞き違いかも知れません。もうちょっと具体的に少し説明してください。今、何点かについて説明ありましたけれども、まず、治水計画の着手時期について、平成16年、再来年から着手する予定と今おっしゃったと思うんですけれども、そうすると国土交通省の河川整備基本計画での協議があって、認可を受けて、16年にやれるという話なんでしょうかというのが一点です。それから、具体的に全体的に少なくとも財政見通しだと百数十億円かかるような代替案なってるんですけれども、どのくらい一体着手するという話なのかを教えてください。2番目に、これはちょっとよく分からなかったんですけど、いくつかまとめて質問致しますので、あとで。

宮地委員長

質問、先、まとめて頂きましょう。

五十嵐委員

基本高水の再検討を5ヵ年かけてやるという話しのように聞こえたんですけど、これ、何をどうするということなんでしょうかということです。つまり、答申の前提となっているいくつかの基本高水に対しての考

え方、そのこと自体について、もう一度検討する、再検討するという話しなのかどうか、基本高水の取り扱いについてちょっと良く分かりませんでした。それから、3番目はですね、利水について早急に明確化するということを言っておりますが、これはこの明確化するということは浅川・砥川だけじゃなく、他の7つの河川の利水の考え方についても通ずるような共通のある種のモデルを作るという話しなのかどうか。その前提として、多分、国の費用負担なども射程距離にあるんだろうと思うんですが、どういう議論になっているのか、ちょっと教えて頂きたい。最後に流域協議会の立ち上げ等について予算要求をしているということを今おっしゃってますが、どのくらいの予算要求を考えてるのかということです。これ浅川・砥川だけなのかその他7つの方についても普遍的に該当できるような概算要求をするという話しなのか、その辺教えてください。

宮地委員長

よろしゅうございますか。はい、お願いします。

幹事(政策秘書室)

それでは、お答え致します。まず、第一点目の 16 年度に河川改修に着手するという点でございます。こ れにつきまして、できると言っているのかというご質問かと思うんですが、基本的に今まで、いつ着手する ということについては明言できなかったという状況でございます。そこで少なくとも県の意思として、一定 の目標を掲げるということが議論されまして、そこで目標として設定させて頂いたのが、15年度中に整備 計画を含めました治水計画を固めるということでございまして、更に16年度に河川改修事業に着手し、そ の規模につきましては、実際のところ具体案となる設計がまだ作業途中でございまして、出来上がっている 形ではございません。それで、総額がいくらになるかとか初年度にどの程度着手するのかというところにつ いては未定でございます。次に基本高水流量の再検証の話なんですが、今年度の補正予算で、県の方では流 量観測並びに雨量観測の機器の設置を行っております。年度内にその設置が完了致しますので、15年度か らそれを用いての測定、観測に入っていきます。そういったデータを蓄積し、更には理論的なものも含めま して一定の期間、基本高水の流量について再検証をさせて頂く。そのひとつの目安を5年後においたという ことでございます。更に、利水についてのご質問でございます。これにつきましては、現在利水班が中心に なりまして、これまでのところ浅川・砥川について、すなわち、長野市、岡谷市、下諏訪町と何回かの協議 をもってきております。そのような報告を受けまして、当面、その中で1番協議が難航してると言いますか、 話し合いの回数をもたれておりますのが岡谷市でございまして、岡谷市との交渉において、やはり、県とし ての利水支援について、一定の方向性を示さなければ話し合いにならないだろうというところから早急にこ の仕組みを作ろうということでございます。これが他の流域に適用するか否かというところは、本日、ここ でお答えすることはできません。ただし、岡谷市に対して示すその支援の内容について、それがひとつの範 になることは確かだと思っております。あと流域協議会の関係でございます。これの要求額について、今、 手元にもってきておりませんので、額については後程ご報告させて頂きます。それで、流域協議会につきま しては、浅川・砥川のみではなくて9河川流域を射程に入れております。以上でございます。

宮地委員長

はい、ありがとうございました。四点、よろしゅうございますか。何か補足ありますか。

幹事(政策秘書室)

失礼致しました。要求額ベースですが、現在のところ586万9,000円を予算要求しております。

五十嵐委員

対象はどことどこ。

幹事(政策秘書室)

対象は9河川を対象に586万9,000円でございます。

五十嵐委員

1箇所、50万とか60万、いくらになるの。それはどういう根拠ですか。年間でしょ。年間60万ということですか。

幹事(政策秘書室)

そうでございます。

五十嵐委員

どういう根拠。

幹事(政策秘書室)

実は、個々の協議会毎に用いる会に要する費用ですとか、そういうものも積み上げておりますが、全体として、共通にご意見を伺う有識者からアドバイスを頂くという予算も合わせて計上しておりますので、単純割り算にはならないんですが、流域協議会分としては、すいません。いろいろ細かい積み上げになっておりますので、一括しては言えないのですが、1流域単位で言いますと、20万弱。

五十嵐委員

20万。

幹事(政策秘書室)

当座はそのような額になっております。これはアドバイザー的な要素は除いての話でございます。

五十嵐委員

それで、ちょっと変な話だけど、それは安すぎる、もっとこれだけ出せというのは、どういうふうにすればいいんですか。

幹事(政策秘書室)

非常に答えにくい質問でございますが、特に長野モデル枠になりますと、かなり細かく積み上げておりまして、必要最小限というところで見ております。具体的にお金のかかるこういう要素があるというお話があれば、それで検討させて頂きます。当初予算で今要求しているのが具体的に申し上げますと会場の使用料ですとか、資料の印刷代ですとか、そういった、あとは通信費程度という格好になっております。

五十嵐委員

何といいますか、発想としては非常にユニークで生き生きとしていると思うんだけど、実態を見てみると、いかにも情けないという感じと私は思うんですが、そういうのは答申にドンと出しなさいと書けばなんとか動くような感じになるんかしら。情けないでしょう。だって、20万でコピー代とかいうんじゃ。言ってることのイメージといくらなんでも。どうすりゃ動くんですか。議会でがんばってくれれば。

幹事(政策秘書室)

書いて頂くなら、額をドンと出せというよりも、こういう項目を盛れと、そういうふうにアドバイス頂ければありがたいと思います。

宮地委員長

はい、どうぞ。

竹内委員

来年度予算で、森林整備、浅川・砥川について、今、予算に盛るというお話あったんですけども、これはいわゆる先程お話出ていました河川整備計画との関係ではどんな位置付けでやられるんですか。要するに、いわゆる保水能力の関係の絡みが出てくると思うんですけども、位置付けはどんなふうにして、先程説明あった県の方の論議がされて、推進班で位置付けされてやっているのかお聞かせください。

幹事(政策秘書室)

森林整備につきまして、効果の予測というところが非常に難しい問題であるということは、おそらく共通の認識かと思います。予算査定の過程を通じてでございますが、その森林整備の効果の検証みたいなのは基本的にはやってくわけでございますが、まずは森林整備につきましては、少なくとも大勢的には効果があることは明らかでございますので、調査に力点を置くよりも実施に力点を置くべきだという意思決定がなされております。その関係で森林整備を15年度から10ヵ年重点的に行うとなっております。治水計画での整理でございますが、現時点でそれが基本高水の一部を持つ持たないという話については保留になっておりまして引き続き検討事項となっている状況でございます。

竹内委員

何もやらないわけにいかないから、とりあえず着手しましょうと、こういうことでよろしいですか。分かりました。

宮地委員長

はい、大熊委員、どうぞ。

大能委員

基本高水も5年間で再検討していくということなんですけれども、それで平成16年度から工事着手ということで、国土交通省とのその話し合いというのはどんなふうに、それはなされるんですか。暫定で走れるということなんですか。

幹事(政策秘書室)

整備計画に関わる国土交通省との協議の仕方については、大変申し訳ありませんが、現時点で明確に申し上げることはできません。但し、一方で基本高水を検証しつつ、一方でその河川改修、特に浅川では事業が止まっておりますので、早く再開して頂きたいという、そういう住民からのご要望も踏まえ、先程掲げました目標を実現すべく、最大の努力と知恵を絞ってまいりたいというふうに現時点ではそこまでしか申し上げられません。

大熊委員

長野モデルを作ると理解しとけばいいんですね。

宮地委員長

是非、そう願いたい。はい、どうぞ。

宮澤委員

大熊委員からおっしゃられたけれど、具体的にそうすると5年間の間に国との協議は土木部が進んで担当する。その土木部は何を国土交通省と協議して、その5年間の検討との兼ね合いはどう持っていくというお考えなのかということが一点。それから、二点目は利水の問題で岡谷市の利水を今話していて、これをモデルにして9河川についてやると、こういうお話しでございますが、松島村長もおられるけど、他の市町村も利水、特に飲み水の問題のことについては、それぞれ悩みを抱えておいでなんだけれど、岡谷市との話し合いで出てきた結論は、要するに支援体制については、これから、120町村の全部の町村にそのひとつの範を作ったものを対象としていくということが平等の原則だと思うんですが、そこのことについてはどうお考えなのか、この二点お願いします。

宮地委員長

国土交通省との交渉の話しと利水に対する体制、利水支援、はい、お願いします。

幹事(河川課)

ご質問でございますけれども、いろいろ課題のあることについて、今後詰めていきたいということでもって、ここでこんな具合と明確な答えはありませんけども、詰めていきたいといことでございますので、ご了承の程をよろしくお願いしたいと思います。

宮地委員長

もうひとつ。

幹事(政策秘書室)

二点目の利水に関してのお話がございます。推進本部が現時点のところ、答申頂いた浅川・砥川のみ所掌している状況でございますので、先程のご説明の中で特に岡谷市というお話をさせて頂いたところでございます。利水の支援の是非、ならびに実際に行う場合にあってはどういう仕組みを取るかということにつきましては、今回の9河川流域のうち、水道利水がある6河川流域のみの適用なのか、更には広く120市町村を対象に考えるのかというのは、当然そういう視点での検討が必要だと思っておりまして、ここで120に広げますと、そこまで言及することはできませんが、当然ながら検討にあたってはそういう視点をもって、検討させて頂く所存でございます。

宮地委員長

はい、よろしゅうございますか。風間さん、初めてですから、どうぞ。

風間委員

只今のご報告の中で586万9,000円、9河川でということで1河川で割ると20万から50万位の間になると思うんですけれども、例えば、仮に私が今担当している角間で利水の代案を作って、これから公聴会にかけまして、いわゆるダム案とそれからダムなし案と比較検討していくわけです。仮にダムなし案が部会としての最終的に残った案として固まった場合、具体的に地下水という案に絞り込まれてきているわけですけれども、この地下水をやった場合に、電気探査、試掘等々、具体的にどこに一体地下水が眠っているのか、どのくらい眠っているのか、こういうことをもうやってかなきゃいけなくなるわけです。勿論、検討委員会を経て知事の方にいくわけで、その後の話しになるわけですが、いずれにしても、今の金額のものが

これからの範になると今おっしゃった。範になるということは、その路線で今後も行くと考えられるわけで、 一体、その辺をどう考えていいのか。私は前もお伺いした時に長野モデル想像枠の中に大きな期待をかける ことができるんじゃないかと感触として思ったわけなんですが、今、具体的にそういう金額を提示されます とちょっとガクっときてるんです。このことを部会にどう言って報告したらいいのか。部会の皆さんも、こ こで審議されて財政課の担当の方からこの間説明がありましたよということも報告させて頂いて、長野モデ ル創造枠もあるし、限られた予算枠ではあるけれども、今後また土木部の河川の中からも対応してもらえそ うだということで一応部会の皆さんにはご報告をさせて頂いたものの、それでもなおかつ委員の皆さんから は疑念の念というのが出ていたんです。今、こういう金額が提示されて、今後これから公聴会を経て、2つ を比較していく時に、もうそんなことでは地下水なんていうものはとてもじゃないけど試掘もできないし、 電気探査もできそうにないじゃないかと、こういう議論になると思うんですよ。もしそうなってしまうと、 せっかく我々が一生懸命になって、脱ダム派の人もダム派の人も一緒になって、今代案というのを作ってき てるんです。本当に今フェアに作ってきている中で、そのような数字だけが先行されてしまうと、しかも範 になるというようなことでやってしまうとですね。ちょっと今後本当に最終場面において、フェアな比較検 討ができるのかどうか、ちょっと私は疑問持たざるを得ないんですが、これ586万というのは、これフィ ックスで財政としてはもう変えようがないんですか。あるいは、部会とかこの検討委員会の意見を汲み取る ならば、もっと増やすという意思はありますか。

宮地委員長

はい、お願いします。

幹事(政策秘書室)

只今の風間委員からのご質問について答えます。流域協議会に要する費用と、市町村の利水支援について の話、この2つちょっと私の説明が悪かったかと思いますが、混同されてると思います。まず、流域協議会 というものがどういうものかということをご説明致しますと、検討委員会の方で非常に精力を費やして頂い てご検討頂き、それで検討委員会から答申を受けまして、県としての意思決定をすることになります。それ で、これまで、検討委員会の中でご意見が出されているのは、その検討委員会の労苦に対して県が結局実施 しないんじゃないか、県がちゃんとやるかどうかをきちんと監視していく、そういう住民主体の組織を作る べきじゃないかという、そういうご意見を受けて、先程申し上げました586万9,000円という運営費 を計上した流域協議会の予算要求をしている段階でございます。一方で利水の支援について、先程岡谷市を ひとつの例に挙げまして、支援についての県の姿勢を明確化すると、おそらくそれが今後の範になるだろう というご説明を申し上げました。例えば利水の対策と致しまして、その対策が実際に可能かどうかというこ とでおそらく電気探査ですとか、試掘ですとか、そういった調査費用が必要になる。それは先程申し上げま した流域協議会の586万9,000円の中には含まれておりません。それは別物でございます。そういっ た本来、水道事業者である市町村が行う調査に対しても支援するかどうかということにつきましては、水源 確保と同様に詰めなければいけない事項だと思っておりまして、それは、586万9,000円の外にある とお考え頂きたいと思います。ですから、ご検討頂いた内容をまったく無駄にするようなことは県として考 えておりませんので、その辺はご了解をお願いしたい。

宮地委員長

はい、ありがとうございました。そうだっと思います。私も。

風間委員

分かりました。そういうふうに最初っから説明して頂ければいいんで。焦りました。分かりました。

宮地委員長

他にいかかでございますか。はい、どうぞ。

五十嵐委員

今の報告に関係ないんですけれども、ちょっとこの委員会で重要なこととして、新聞報道等によりますと、 浅川について、県の第3者機関が談合の認定をしたという報道がなされております。浅川について私たちも 非常に一生懸命検討してきたんですけれども、非常に重大な事実なので、今日の昼くらいまでに認定の報告 書、これは公表してるんだろうと思いますので、ちょっと委員の皆さんに配って頂けないでしょうかという 要望です。

幹事(政策秘書室)

かなり詳細な資料を記者発表しておりますので、お昼までに取り寄せまして、お配りしたいと思います。

宮地委員長

はい、お願い致します。よろしゅうございますか。はい、推進本部の方もいろいろここの委員会でやったことを建前として取り入れるという方向で考えてくださっとると、私も理解致しました。ただ、実質的にどれだけいくか。特にフォローアップの体制のことを考えてくださってるというのは、私はありがたいと思っておるんですけれども、どこの部会もそういうことをお考えのようでございます。それでは、よろしゅうございますか。今の推進本部の方のご報告、打ち切ります。ありがとうございました。それでは、部会の報告に移ります。それじゃあ、黒沢川からお願いできましょうか。

高橋委員

では、黒沢川部会からご報告申し上げたいと思います。もう既に新聞等でご存知かと思いますけれども、 黒沢川部会は昨年の4月30日第1回の部会より1月の29日の15回まで実施して参りました。その間、 1月25日には公聴会を開催致しまして、応募者数が66名でございました。うち公述された方が41名と いうことで時間を30分くらい延長致しまして、皆さんのご意見を頂いたところでございます。結論から申 し上げますと、ダムなし案で部会報告をするということに決まりました。この間幹事の方々、特に、豊科建 設事務所さん、また事務局さんには大変ご苦労をおかけしました。この席を借りて感謝申し上げたいと思い ます。まず、結論でございますけれども、整理してございませんけれども、治水については調整池+河川改 修ということでございます。それから、利水につきましては、黒沢川を最大限に有効活用しましょうという ことで、利水配分案+地下水案とすることに決定を致しました。委員会への報告につきましては、現在案を 各委員に配布して、チェックをして頂いております。6日までにそのチェックを済ませまして次回の委員会 に詳細に報告していきたいと思いますので、よろしくご審議を頂きたいと思います。経過でございますけれ ども、結論に至るまでの経過では、やはり生活貯水池という性格から、利水問題なかなか代替案というもの が決まりませんので、大変苦労致しましたけれども、黒沢川の水をみんなで分け合って使おうじゃないかと いうことでございます。但し、課題も多く、委員会での慎重な審議をお願いしたいところでございます。課 題でやはり1番大きいものとしては、治水につきましては、現在、万水川改修計画と、安曇野排水路の新設 工事等が行われてるわけでございますが、脱ダム宣言に伴って現在一部中止をしております。このために、 豊科とか穂高の下流域の住民が非常に不安になっております。黒沢川を直結致しますと一気に下流に流れる わけですから、未改修の部分については早急に改修して欲しいということでございます。現在の改修計画が ダムに伴った改修計画をやっている関係上、ダムなし案になった場合に、当然国の認可が必要かと思います。 しかし、私はダムなし案でもダムあり案でも、基本高水も変えてないわけですから、基本的に改修計画が変 わったわけではないのですから、その辺は河道能力といいますか、流下能力といいますか、その辺の検証等 も引き続きやりながらやって頂きたいと思っております。それから利水につきましては、上水道、農業用水

とも非常に切羽詰ってますが、非常に大変なところでございまして、水利権の問題が1番大きな問題でございます。今回のダム計画では基準渇水流量が4 , 100m3/日というような量でございますけれども、実情を見ますと、代かき期で29,000立米というようなことから、非常にその差が大きいということでございます。従いまして、黒沢川の流況の調査をして頂きまして、再度その配分率といいますか、量を決めて頂きたいな、こんなように思っております。それから、利水の問題で先程以来話が出ておりますが、この財政支援の問題でございます。これはどこの部会もそうでしょうけれども、審議の中で部会としての限界はあるということで我々はもう部会としていくら県がもってくれるというような話には至らなかったという経過でございます。それから、地下水の問題でございますが、ご存知のように下流にわさび畑とか、窯業やってる方がおりますけれども、これが非常に問題でございましたけれども、安曇野全体の問題でありますので、この地下水の調査を大至急検討してやって頂きたい。そして、そのメカニズムを調査して頂いて、皆さんにその報告をして頂きたい。それと同時に、これは関係市町村全体の問題でございますけれども、非常に多くの方から地下水の保全、涵養という問題については、これは全体の問題として条例等を制定すべきだろうというご意見が出ておりましたので、これらについても県も一緒になってやって頂きたいと思っております。いずれにしても課題が積み残されたわけでございますけれども、一応のダムなし案でということで結論が出たということをご報告致します。以上でございます。

宮地委員長

ありがとうございました。質問、あとで頂きます。じゃあ、角間川、お願致します。

風間委員

それでは、角間川部会の方からご報告をさせて頂きます。第8回までは既に前回までの検討委員会で報告 済みでございますので、9回及び10回の部会の状況について報告を致します。8ページでございます。9 回の部会につきまして、利水ダムの建設費用と、それによる水道料金への跳ね返りについての報告及び審議 を行いました。更に、松島(信)委員の方からダム周辺の地質調査結果について報告を頂きまして、それに ついての質疑を行ったところでございます。また、ダム周辺の環境調査状況についての報告と審議を行いま した。この部会で1番重要なことは利水の代替案のうち、地下水の利用案について審議を行いまして、最終 的に角間川部会と致しましては、ダムによらない利水代替案としては井戸水を水道水源とするということに みたわけでございます。なお、既にこの検討委員会でも報告をさせて頂いた高社山トンネルという新幹線の トンネルがあるわけでございますが、そのトンネルを空けた時に、大量の24,000m3/日の水系があ るということが発見されたわけでございますが、その使い道について、利水として使えないのかどうかとい うことについて、非常に部会と致しましても、このことについては慎重な審議、また調査、新幹線局の方に もお出でを頂きまして、ご説明を頂いたわけでございますが、いわゆる、必要な利水容量40万m3/日の うち、トンネル湧水でだいたいできる量が把握できない。要するに、どのくらいの量がその高社山トンネル の地下に眠っているのかということが、定量化が今の現在ではできていないというようなことから、仮にこ れを代案とした場合に、財政ワーキンググループに投げかけた時に、どのくらいの量であるかということが 分かってない以上、試算が難しかろうというような点から非常に眠ってる、今、現在出てる、取水してる、 24,000という大きな量は確認をしておるわけでありますが、将来的にトンネルの湧水量が安定をし、 並びにJR側の方の散水消雪の使用量を決定し、なおかつ枯渇をしてしまった地域、水源が繋がっていたわ けでございますけれども、その地域への補償の問題、これが決定をしてくれば、かなり可能性というか、魅 力を感じる水源であるということで、部会と致しましても確認をしたところでございます。結果と致しまし ては部会報告の中では、この高社山トンネルからの湧水については、将来の課題として生かしていきたいと いうまとめ方をして、あくまで利水の代替案としては地下水ということなんでありますけれども、決して、 それ1本だけではなくて、将来の課題としてそのような高社山トンネルの湧水というものも将来性はあると いうことを認めていこうということになっているわけでございます。更に、農業用水からの転用という問題

もございました。これは水利権者の問題もあるわけですが、水利調整は当事者間の合意が原則であるという ことから、早急な問題解決にはならないけれども、今後当事者間の話し合いを続けていく必要があると、そ の結果として農業用水の転用というのも、将来的には可能性はあるかもしれない。そのような意見があった ということを付則させるという形の中で利水の代案を部会として1本化をしたということでございました。 更に、10回目の部会、昨日だったわけでございますが、利水の対策につきまして、いわゆるダム案、そし てダムによらない案、それぞれの概算費用の報告と審議を行いました。新聞報道がなされて、今日の朝刊に ももう載っているわけでございますけれども、あくまで、これはひとつの試算ということでございますので、 1人歩きしてしまうのが、少し怖いでございますが、結局、100年間かかる維持費というものを数100 億というふうに、今日も364億とかいう、100年間にかかるコストが出ておりますけれども、100年 後のコストというが一体いくらになっているのかというのは、今、現在ではなかなか推し量ることができな いだろうという現実的な問題もあります。従って、この出された試算の数値というものはあくまでひとつの 試算であるという言い方で公聴会の皆さん、そしてまた住民の皆さんにご理解を頂ければと、こんな考えで いるところでございます。公聴会の開催にあたりまして、公述人の募集資料の内容について審議を行いまし て、公述人の募集は本日、2月4日から2月10日の午後5時までとするということで決定を致しました。 公聴会は2月12日の水曜日、中野市中央公民館で午後6時から9時まで開催するということで決定を致し ました。なお、次回の部会はこの公聴会を経て、2月18日に山ノ内で開催をすることに致しておりまして、 先程申し上げましたとおり、ダム案とダムによらない代替案の比較検証をいよいよ行っていくという段にな ってあります。以上でございます。

宮地委員長

はい、ありがとうございました。それでは、駒沢川、お願い致します。

藤原委員

報告します。前回までの報告は済んでおりますので今日の資料2のところの11ページ、これに第8回の 部会報告ということで、概要が書いてあります。1月20日に辰野町の中央水源に灯油が混入したという事 故がありましたので、ちょうど、町の方もいろいろと取り込んでたということで、詳しい打ち合わせはでき なかったので、暫定的なということで打ち合わせをしてきました。まず、水道用水についてなんですけれど も、ひとつはダムに依った場合には、だいたい利水部分はどのくらいかということを計算してもらいました らば、総額3億5,000万円、うち町が1億7,000万の負担になるでしょう。ダムによらない場合、 井戸を掘る場合どうなるか。井戸2本掘削するという計算でやりますと、だいたい総額1億5,000万円く らいで、そのうち町の負担は8,000万円ということです。それから、下町水源というところが、今25 0m3/日くらいあるんですが、そこに砒素があるというようなことなんですね。その砒素の除去装置を造 った場合にはどのくらいかかるかっていうと総額2億5,000万円ですが、そのうち町の負担は1億3, 000万くらいというふうなことが出されて、利水については、ダムによる案、ダムによらない案として計 算をしてもらったんですが、ダムによらなくても町の負担が増えるということはないという見通しがついた わけです。それから、治水についてですが、これは私の方の不手際で治水については費用概算しなくてもい いんじゃないかということを前回言ったんですけれども、やはり、松岡委員の助言もありまして、治水につ いての一応計画をしてみようということになりました。急遽、伊那建設事務所にお願いしまして、大変申し 訳なかったんですが、概算をしてもらいました。ひとつはパラペットによる方法、それから、もうひとつは 嵩上げによる方法と、そのおのおのについて、4つのケースというものを、これも伊那建設事務所は全部計 算してくれて、8つの数字が概算として部会に出されました。それを見ますと、1番安くて済む方法として は、7億9,000万円、1番高くかかっても14億4,000万円程度で治水の対策ができるというよう なことも分かってきたわけです。それから、農業用水についてですが、細洞ため池の問題があったんですけ れども、これは土地改良課の方で口頭説明を受けましたら、農業用水の場合は受益者負担というのが原則に

なっているというようなことで、だいたい掘り下げ、漏水防止、整備事業、全部やっても3億3,000万 円くらいかかるけれども、そのうちの整備事業には補助は7,000万円くらいですから、後の2億6,0 00万円は受益者が負担することになるでしょうというような話でした。環境の問題についても伊那建設事 務所から中間報告があったんですが、まだこれは中間報告というようなことで進んでおりません。それから、 公聴会をどうするかということがあったわけです。できるだけ早くやりたいとは思ってたんですが、いろい ろなことがあとから出てきましたので、公聴会は3月にずれ込む可能性が出てきました。そして、今後の日 程としては2月の13日、それから、2月の18日に2回部会を開きまして、2月13日の日に最終的な治 水・利水対策案の確認と、それから公聴会についての審議をする。そして、そこで治水・利水対策案を決め たらば、財政ワーキンググループの方にそれをお出しして、それも財政ワーキングの方で試算して頂くとい うようなだいたい方向に進んでおります。ただ、ひとつこれは基本高水ワーキンググループにお願いしたい ことがあって、今日、ここで申し上げますが、第17回の検討委員会の時に駒沢川部会の基本高水について、 大熊さんの方から説明があったんですが、その時に駒沢川の基本高水、これは52m3/sとなってます。 しかし、2番目のものを見ると43m3/sとなっていて、1番目と2番目の差がありすぎる。どうもこれ は過大になってるんではないだろうか。だから基本高水はもう一度、再検討されることを望みたいと、大熊 さんはおっしゃってるんですが、私たちの部会は素人ですので、これについてこちらで基本高水の検討はで きないんで、もう一回、基本高水ワーキンググループの方でこの問題を再検討して頂きたい。特に、ここは 5 2 m 3 / s なんですね。特別委員の方から 5 0 m 3 / s 未満の場合は余裕高は 3 0 c mにすることができ るという特例がある。これは52m3/sだけども、もしその52m3/sというのが、過大だということ になれば、ひとつは余裕高の問題というのが60cmを取らなくても済むんではないだろうかというような 提案、話が出てきたわけです。それで今日、検討室の方でお願いして、構造令というのを、今手元にあるん ですけど、これについても基本高水ワーキングの方で検討して頂きたいんですが、掘り込み河道に余裕高を 設けることは、築堤河道部分に計画以上の負担を課することになるので、このような場合には余裕高を状況 に応じ、0から0.6mとするというのがひとつ書いてあるんですね。それから、もうひとつは計画高水流 量が50m3/s未満の河川については、云々と書いて、その差が0.6未満である時は余裕高を0.3m 以上とすることができると書いてあるんですね。これは非常に大きいことなんです。あれは掘り込み河道な んですから、もしここら辺のところを適用していくとする、パラペットも要らないし嵩上げも要らないとい うことになります。パラペットもしくは嵩上げで7億から14億という予算を計算することになるわけなん です。基本高水が52じゃなくて、もし40何m3/sと2番目を採るということになりますと、下がるわ けですけれども、そういうことになりますと、この事業費というのは非常に少なくなるわけです。それを踏 まえて、財政ワーキングで計算をしてもらうということをお願いしようと思ってるわけなんで、その基本高 水の問題、それから余裕高の問題、ここを早急に検討して頂いて、そして13日までに報告を頂ければ、1 3日の部会にこの報告をかけたいと思ってます。以上です。

大熊委員

検討するまでもなく、河川砂防技術基準(案)のとおりいけば、あるいは、構造令のとおりいけば、それで可能だと私はずっと判断しておりまして、それを言ってきているわけです。

藤原委員

できれば基本高水ワーキンググループの方から、文書でそれを13日までにまとめて出して頂ければ、説明ができるわけです。基本高水のことについて、そういう提案がありますと、要するに大熊さんの方からこれは過大なんじゃないかと言われているということがありまして、その話はしておりますが、そういう場合には余裕高は30cmにすることができるというのを採るとすれば、基本高水が52m3/sよりも、これ50m3/s未満ということになりますと、更に余裕が出てくるということになるんですね。そうすると、その時の財政ワーキングに出す原案が一パラペットとか嵩上げとか、そういうものを含まない形で出せると

いうことになるわけなんですが、そこら辺のところはお願いできませんか。

大熊委員

今までの計算結果から見まして、客観的に52m3/sというのが43m3/sと比較して過大であると言い切ることはできないわけですよね。ただ、そういう結果が出てることは、それを尊重せざるを得ないということになろうかと思うんです。薄川のように再計算したら下がるという可能性はあるかもしれませんけれども、その辺は従来の計算されたものを尊重する限り、そういう数字であるということになろうかと思うんですね。それと私は何度もここで言っていますけれども、結局、基本高水を決めるのは財政も含めて考えていって、これを採用しましょうということになるということで、客観的にどうこう出てくるものではないということを言ってるわけです。ですから、また3人で議論してということになると、松岡先生がどうおっしゃるかも分かりませんけれども、3人で一本化できるとは限らないということがあります。それとあと13日までというと、この間ちょっと、大学の方の修士論文発表、卒論発表、試験とかで猛烈に忙しいのです。

藤原委員

今日、お話しを伺ったのを、部会の方には口頭で伝えるということで。

大熊委員

あと、高田先生のご意見もちょっと聞いて頂きたいんですけど、今日松岡さんいらっしゃらないので。

高田委員

今まで1番論点になったのが、現行の基本高水が高すぎるという話だったんですけど、だいたい、薄川は特殊な条件で他の川は現行の基本高水をそのまま生かすような形になってます。今、大熊さんが言われたように、基本高水いうのは厳密な物理学的要因で決まるものではないという点から言って、私自身も不満持ってるんです。それでいく、現行の既に決められたものを使う限りにおいてはかなり機械的にその基準を当てはめざるを得ないと思っています。

藤原委員

ただ、この場合ですが、150パターンの中から 100%カバー率ということで 52 m 3/s、ところがこれを 43 m 3/s にすると、90 %近いカバー率なんです。それともうひとつ、この 40 数年の間に実績として 40 m 3/s 以上流れたことがないような話も地元の人はしてるわけですよ。そうすると 52 m 3/s というのは過大だと言われれば、なるほど、実績から言えば 40 m 3/s 以上流れるということは今までなかったようだということを地元の人から言われると、これは基本高水が過大になってるということであれば下げる、要するに 43 m 3/s というカバー率 90 % 45 c c c c c c を を さんして、余裕高を 45 c c c c mにすることができるわけです。そうするとパラペットも要らない、それから嵩上げもしなくていいという形になるわけなんです。

大熊委員

私はそれでいいと思います。

宮地委員長

そうですね。

藤原委員

部会では一応52m3/sというのを前提に話は進めてるんですけども、ただこういう問題が出てくると、

特別委員の方から余裕高もう少し柔軟に考えられるんじゃないかと出されてくると、構造令を見ると、なるほど掘込み河道で、そういうふうになるのかなあという感じがするわけです。ただ、私たちみたいな素人が、「らしい」で済ませるわけにはいかないんで、できれば基本高水ワーキンググループの方、もしくは大熊さんがそういうふうなことで、今日、高田さんもおっしゃったようなことをおっしゃってるということであれば、そういうふうな説明をします。

宮地委員長

どうでしょう。

高田委員

その問題、基準(案)でいくにしても、技術屋の裁量の入る範囲が非常に多いわけですね。カバー率に関してはもう言い尽くしてますけど、例えば、粗度係数などの扱い方、粗度係数いうのはマニングの式でちゃんと出てくるんですけど、あれの絶対値を判断できる方は多分いないんじゃないか。この川に比べてこっちの方が粗度係数が大きい、小さいということはできるんですけど。例えば、阪神震災で壊れた湊川で改修工事やってる時に溢れたという裁判沙汰あったんですが、その時の粗度係数は掘込みの三面張りに近いとこなんですが、0.02使ってるんですね。だから、粗度係数を、例えば、0.03位使ってるのを0.028とか29とか使うだけで今おっしゃった20cm、30cmの水位いうのは解消されてしまうんです。だから全部にそういうもんが入ってるので、どうすればいいかというのは私も良く分からないんです。

藤原委員

ただ、これもこの場で議論やれるのかどうか分かりませんが、例えば、治水安全度は1/30、30年間 なんです。ですけど、駒沢川というのはご存知のように非常に小さい川で、せいぜい基本高水の52m3/ sだとか43m3/sとかいうようなとこなんです。そうすると治水安全度がABCDEの中のEじゃない かと思うわけで、1/10確率でいいんじゃないかと思うんです。ですけれども、それはもう最初っからD で、それでもって1/30だとなって、それを前提として話してるんですが、本来そこまで降雨を遡ってい けば治水安全度はEに相当するんじゃないかなと。これは河川課の方でちょっと資料見せて頂いたんですが、 河状調査を見ると、どうも非常にそういう意味では限りなくEに近いような感じを受けてるもんですから、 ということになると無理してDで1/30確率でやって、基本高水が52だからという話でどんどんやって いくと、最終的にはダムに繋がっちゃったんだと思うんですけども、これ見直していくと水の問題も利水の 問題も治水の問題も本来ダムなしで進めていれば、もっと早く片付いてたんじゃないかという感じはするわ けです。利水の問題なんかは特に平成3年に電気探査をやって、大体1,000m3/日くらい3箇所くら いで見つけてるわけなんですね。ところが、ここで利水ワーキングで出してもらってるのは880m3/日 ですから、この地下水の水源調査やった3箇所だけでも1,000m3/日あるということになりますと、 もう利水の問題は本当にまともにやったらはまっちゃうんですよね。にもかかわらず、ダムだという話が出 てきて、やはり委員の中にはダムに対して絶対的な主張をする方もいるわけなんです。そこら辺のところで 非常に困るわけなんですけど、だから、そこら辺のところ、もう少し説得力のある話をしていかなくてはい けないなと思ってるんですけどね。

宮地委員長

はい、どうぞ。高橋さん。

高橋委員

私もそれで苦労したんですけど、私は基本高水とかそういう論争はしてもあまり意味はないなと感じました。なぜかというと、今言いましたように基準で決められてるし、むしろ、その他の河道の能力を検証する

と、今言ったように粗度係数0.3から0.28にしただけでうんと違うだろうし、それから余裕高もそれ ぞれあるわけです。その辺を検証して頂いて、住民に理解して頂くという方法が、どうも賢いやり方だと私 は思いますよ。どうですか、先生。

大熊委員

先程の浅川・砥川もこれから流量観測してやって再検討するというお話しがあったわけです。黒沢川の場合も215m3/sで、計画流量が200m3/sでその差15m3/sなんです。その15m3/sを流そうとするために、あるいは、それに対応するために何10億円というお金がかかっちゃうわけです。ですから、財政のことも考えて基本高水を選んでいいということになってるわけですから、それも考慮入れて住民の皆さんに、今の数字で駒沢川部会の中でこういう数字を見て、部会の方がどう判断するかが1番大事なことなんでないのかと思います。我々の意見でないと思うんです。地元の方がどういう安全度でいいのかということになるんだと思うんです。それで決定されたらあと僕は事務局がそれで国土交通省と渡り合って、説得して頂くしかないと考えるんです。それは河川砂防技術基準(案)でも60%から80%のカバー率で良いとも言ってあるわけですから、一向に構わないわけです。だから、あとは事務局の河川課がどう国土交通省と交渉するかということだろうと思うんですよね。

宮地委員長

私の感じだと52m3/s、50m3/sになったよう感じがするんですが、たった2m3/sという感じが無きにしも非ず。ただどうでしょう。部会長さん、やっぱり、苦労しておられますんで、高水についての基本的な共通見解というのは浅川・砥川の時にやっぱあるとも私は思っております。そのことは今またおっしゃったわけですが、もう一度今の話を高水のワーキンググループとしてもちょっといっぺんお考え頂いて、13日に間に合うかということではなくて、やっぱりそうだよという話がワーキンググループからくれば、また部会長さんもやりやすいと思うんですが、そういう意味で、今の話を聞いてまして、県が使った組み換え案みたいな、暫定的に50を目標にしてやっとけとか、そういう話がありうるんじゃないかという話の感じも致しますけれども、その辺、14日までにワーキンググループのお答えがどうこうということよりも今までの流れの中で部会長さんひとつご判断頂いて、それから、ワーキンググループの方もできるだけそれに協力をするような形をとってあげて頂きたいと私は思うんでございますが、お忙しいでしょうが、ひとつなるべく早く。

大熊委員

そういう意味では私は黒沢川もそれから、駒沢川も浅川・砥川と同じように流量観測をやって頂いて粗度係数をもう一度チェックして頂いて、その上でどうするか決めていって良いだろうと思います。ですから、まだ私は今計算された基本高水はそのままおいといて、それで今後調査をやる中で再検討していくという浅川・砥川のやり方でいいのではないかと考えているんですけどね。

宮地委員長

どうぞ。

高田委員

1/30の確率いうのはこの長野県で今問題になってる中では最低なんですね。ですから、これもおかしい話で、この川が30でこの川が100で、なんかこう9つの川並べた時に一定の法則で決めたとは到底思えないふしがあるんです。その話は置いとくとして、先程の1/30をもうちょっと下げたらという話ですけど、これ以下に下げるというのはちょっと乱暴だと思います。逆に先程おっしゃったように1/30というのは戦後生きてる方が経験した最大の流量を含むわけです。だから、おっしゃいましたようにあの川から

溢れたことが無い、すれすれまできたというんだったら1/30と、今生きてる方が記憶にちゃんともってる既往最大いうのだったら、既往最大の方が大きくなる可能性がある。だから、そういう形で基本高水の洗い直しいうのはありうると思うんです。もし駄目だったら、さっき大熊さん言われたように、流量観測をやってもらって、大きめの出水の時の流速なり何なり測ってもらって、それで粗度係数は下げれるんじゃないか、あるいは粗度係数を下げるような護岸構造をとるとか、そうしたら、たいしたことない費用でできる可能性ある。高橋さん言われたような、そういう逃げ方といいますか、対応の仕方いうのは、十分考え得ると思います。

藤原委員

現地調査で皆さん方ご覧頂いたと思いますけども、あそこは災害復旧でもって、河口のところから760 mくらいのところは、もう既に災害復旧事業でそれに合わせて河川改修ができちゃってるんですよね。ですから、それは36m3/sで60cmの余裕高という計算でやっています。実際、16日の日に現地を伊那建の人に案内してもらって、全部測ったんですけども、歩切れのところはありません。きちんと余裕をもって設計されてるということは皆確認されたわけなんですね。ですけど、それはもう36m3/sで60cmの余裕高という計算で760msではもう河川改修は終わっちゃってるということです。

宮地委員長

はい。

五十嵐委員

淀川水系に関しまして、新聞紙上で知ってるんですけども、いろんな案が出てます。その中で、基本高水などどう処理したか見るために、淀川水系の答申書というんですか、意見書というか分かりませんけど、取って頂いて専門的に検討して頂ければと。要するに、こちらと同じように基本高水棚上げしちゃって答申出したのか、基本高水についてもいろんな意見を含んで答申したのか、事務局の方で取って頂いて、皆さんで検討して頂ければありがたいと思うんですけど、いかがですか。

高田委員

その件、棚上げです、基本高水は。譲らないというより、触れてない。だから、その件は前の部会でも検討委員会でも言いましたように、建設省がとにかく100近くのダムを止めてますけれど、これは大熊さんがいつも言われるところですが、基本高水の再検討抜きでやられてるわけです。ですから、計画高水と基本高水は乖離したままになってるわけです。それは先送りの形になってるんです。

五十嵐委員

河川改修案を考える場合はどの数字を使ったらいいんですか。

高田委員

それは何も言っていない。だから計画高水だと思います。幻のダム言う形になってると思います。

大熊委員

淀川の場合はきちんと流域委員会を作って流域委員会の答申として5つあるダムのうち4つ止めちゃう、4つですね。4つのうちの4つですか。再検討でほとんど止める方向にいった。他の川についてはもう棚上げになっていて、信濃川も棚上げになっていて、大きなダムをやめになっちゃてるわけです。これはもう決定ですよね、清津川ダム止める。それから、千曲川上流ダムは中止、白紙ですか、ということで、どうするのということはまだ一切言ってないんです。全部、棚上げなんです。今度、淀川の場合も私が漏れ聞くとこ

るによると、近畿整備局と本省の河川局では激論が何10時間と何回にも渡って続いたと聞いています。ですから、これからやっぱり、先程も5年くらいかけて基本高水検討していくということで、私はここの9河川についてもそういう方向でいかざるをえないんじゃないかと思うんです。だから、私は早急に国土交通省、河川局ははきちんと回答を出すべきですよ。それは国会でやってもらわないとけりつかないんじゃないですか。

五十嵐委員

事務局の方に、それ提言というらしいんだけど、どっかの方法で入手して頂いて、委員の皆さんにこの次までに配ってくれませんか、提言。それはいろんな淀川のこともあるんじゃないかと思うんですけど。

宮地委員長

淀川のやつありますよね。

田中治水・利水検討室長

今の淀川の関係、提言ということで出されているということであれば、私ども調べまして、用意したいと 思います。

高田委員

事務局の三菱総研に言ったら送ってもらえるはずです。

宮地委員長

三菱総研だそうです。参考にしてください。それじゃ、それは書いてあるかどうか分かりませんけど、出して頂く。お願い致します。それでは、今、駒沢の方にはずいぶんたくさんご意見が出ましたが、他の黒沢、 角間、いかがでございましょう、何か質問、ご意見等どうぞ。

竹内委員

黒沢の先程のご説明で、地下水ですか、地下水に対する保全ですか、なんか条例の話が出たんですけど、 もうちょっと詳しく論議お聞かせ頂けますでしょうか。

高橋委員

詳しくと言いますか、今問題になっておりますのは、下流域でわさび田の枯渇の問題があるという一方、ある村では6,000m3/日も商売で売っている。三郷で水を汲み上げると下流域がそういうことで困るよと言いながら隣の村では売ってるじゃないかと、非常にそういった矛盾があるというご意見が多く出ておりました。おそらく先生方いるからあれですけども、地下水のメカニズムで大丈夫ですよという結論が出せる人がいるのかということなんです。一応豊科町で松本サクセンが調査をやったんですけど、目的は違いますけども、その人も駄目だとも良いとも言わないんです。難しいですよという話くらいしかできません。下流の人たちはいっぱい水ありますよというし、上の人は無いというし、いろいろなんですけれども、いずれにしても安曇野全体の財産だから、1町村でなく、5町村でそういったものの保全と有効活用、改良についてそれぞれ条例を、いわゆる保存についての条例を制定したらどうでしょうかと、知るべきだというご意見が多いんですよ。私どものあんな小さい村でも地下水の問題については条例がありますけども、あの町村にはないんです。個々にはあるかもしれませんけども。全体のものとしてはないということで。しかも、町村合併の話が出てるんじゃないですかというご意見も実は出ておりますんでね、そういうご意見でした。

竹内委員

その保全というのは実際にある条例、具体的に、何をどういう手法で。

高橋委員

いわゆる、涵養ですよ。それから汲み上げる場合の規制です。規制、涵養ってことだと思います。おそらく舗装道路というようなところまでいくんじゃないでしょうか、涵養となると。それから今の休耕田を利用するとか、そういったものだと思います。細かい話は出ませんが、おそらくそんなところへいくんじゃないでしょうか。それから、節水、そういうところ。何か、事務局の方で補足あれば。

田中治水・利水検討室長

今、部会長、おっしゃったとおりだと思います。特にはありません。

宮地委員長

その他いかがでございましょう。よろしゅうございますか。はい。

大熊委員

角間川に関してなんですけれども、私部会員なんですけども、出席できなくてまことに申し訳ないんですけど、そこでもやはり基本高水に関連して、あそこの場合、土砂混入率というのを5%考えたんですね。それでまた高く余裕高を取らなきゃならないという話になって、それで対応しても3億円、確か3億円でしたね。僕の感覚からするとあんまりたいしたこと無いと思うんですけれども、それでも、やはり土砂混入率5%を考えなければ、3億円いらないで済むわけです。土砂混入率について長野県の事例を教えて欲しいと私が17日の部会でお願いしたんですけど、まだ返事が来てないですね。是非、ご返事を頂きたい。私が新潟県内で調べた限りでは、800m3/sとかいったような高水の川では土砂混入率を考えていないということで、もっと小さな川の場合は考えているようなんですけども、その辺、新潟県の事例ではないようなんで、是非、長野県で他にあるのかないのか、あれだけ特殊なのか、その辺を是非、教えて頂きたい。

宮地委員長

只今の質問に対してはどうなっておりますか。どうもあんまり反応はよろしくないようです。

大能委員

砂防河川ということで土砂が多い場合には、土砂混入率を5%から10%考慮して、基本高水を決めてもいいということは、あれはどこにあったっけかな、河川砂防技術基準(案)のどっかに出てはおります。

宮地委員長

はい、お願いします。

幹事(河川課)

河川課ですけれども、一点、事務局として答え出したつもりでおりました。すみません。それで長野県としては土砂混は河川ではみてないです。但し、角間川につきましては、これで流路工でやっていく場合に、ダムで無い場合に砂防の事業ということになりますんで、砂防の考え方で進めたということです。

風間委員

ちょっとよろしいですか。

宮地委員長

はい。

風間委員

大熊委員の方からそのような質問が出されていたことも承知しておるわけですけれども、この夜間瀬川、角間川の上流部に落合の地すべりがございまして、非常に部会の中でも議論がなされた日本でも有数の地すべり地帯ということでございまして、そこからの利水の話もあったり、あるいはその地すべり対策をどうしたらいいのかという話もあったり、議論の中で非常に落合地すべりという固有名詞が頻繁に飛び交ったんですが、その落合地すべりをかなり住民の皆さん、部員の皆さん、そしてまた特別委員の皆さんも意識をされているということを考えた時に、また第1回目の視察、現地調査の時に、奇しくも大熊委員の方から、例え、数cmの石ころ、あるいは数10cmの石ころがあったら、基本高水なんか5cm断面不足でまた変わってしまうというご意見ございまして、落合地すべりが上にあるということ意識されて、やはり、そういった面での数%余計に上乗せをして高水を考えた方が良いんではないかというような議論の経過が実はございました。そんなことで5%を上乗せをした。これは要するに、角間部会の話の流れとして5%を乗せた方がいいのではないかという特別委員の理解の下にやったことでございます。

宮地委員長

はい、どうぞ。

高橋委員

さっき、報告で1番肝心な大事なこと一点、落としましたけれども、特に黒沢の場合は、先程ちょっと報告しましたけれども、ダム計画では4,100というのに対して、現実代掻き期29,000というような実態の中で、三郷村の上水道の水源として分配案がどうして出たかって言いますと、例の今の法律にあります暫定豊水水利権というのがあるわけですけど、これを何としても付与して頂く。これは絶対条件でございまして、これはいろいろこの権利については、付帯条件が実はついております。いますけれども、この問題を委員の方々から是非理解をして頂く。三郷村の水道は量じゃないんです。権利なんです。そういうことでひとつ、この柔軟な水利権の運用ということを是非お願いしたい。今の法律下で脱ダムをやってますと行き詰っちゃうんです。今の法制下ではきりが無いです。ですから、私はその辺の柔軟な運用というのを、どこまでやって頂けるかということによって、大きく解決できる問題たくさんあるわけなんです。その辺委員の方々ひとつお願いをしたいと思っています。

高田委員

関連しまして、黒沢川の場合はもともと尻無し川で、いわゆる維持流量いうのありますけど、ああいうのはどう考えるんですか、考えたんですか、部会では。

高橋委員

ですから、私ちょっとマスコミに叩かれましたが、維持流量0という部会長案を出したわけですけれども、 現実として、尻無し川なんです。平常は出てないわけですよ。ですけども、出てますよという人もいろいろ ありまして。しかし、ダム反対派が0で良いですというんです。そのくらい現実は流れておりませんようで す。ですから、今度流況調査して頂いて、適正な維持流量をみんなで決めましょうよということなんです。

宮地委員長

本当にこの29,000m3/日と4,100m3/日、差が大きすぎまして、どうにもならん。これは 法律でダムを造るために勘定したらそうなっちゃったという感じが率直なところ。それで、部会長、おっし ゃったような。

高橋委員

ひどい意見の人は、2,300m3/日維持流量流そうとしている。それを流すためにダム造るんですか、 あの尻無し川へとこういう意見も出て、厳しい意見も実は出ているわけです。

宮地委員長

そういう意味で水利権の柔軟な運用というのは1番黒沢の場合に効いてまいりますですね。分かりました。 他にいかがでございましょう。大分時間を取ってしましました。いつも部会報告というのは割りと早く済む んでございますが、やっぱり、それだけ問題が切羽詰ってきているという証拠だろう私は思っております。 それでは、報告は終わりまして、本題の郷士沢川の審議に入りたいと思っております。前回には、治水問題、 利水問題に関していろいろご質問とか議論をして頂きました。特にこの郷士沢が小規模生活ダムということ で、やっぱり利水に大きな問題がある。そういうことがクローズアップされてると思いますが、少し議論を して頂きたいと思っております。ちょっとお答えを致しますが、今日、昼食時に財政の方の打ち合わせがあ るということを伺っておりますので、午前中の会議は12時にはピシっと終わりたいと思っております。で すから郷士沢の話は午後に引き続いてまたやる予定でございますが、12時にはちょっきりに致しますので、 その点ご理解頂きたいと思っております。すいません、ちょっと間違えました。本日お配りした議題の第1 に上川の答申についてと書いてございますが、これは何を考えてたかと申しますと、前回、起草委員会を作 って頂きましたが、これについて実は私、部会長さんとお打ち合わせを致しまして、こんなふうな考え方で やってみようという打ち合わせを致しました。それを実は本日このあとお昼にでも、起草委員の方にお伝え 致しまして、だいたいこんなスケジュールでこんなことを考えておりますということをお伝えしたいと思っ ております。そういう意味で上川の答申をどういうこうということでは、まだなっておりませんが、そうい う段取りに入っているということをご報告申し上げる次第でございます。申し訳ありません。この議題の中 に載っておるということをちょっと失念しておりまして、これは止めてもいいと思ったくらいなもんですか ら、以上でございます。すいません。それでは、郷士沢の話の腰を折りましたが、ご議論を頂きたいと思っ ております。いかがでしょう。郷士沢の方は前回もいろいろありましたが。ちょっと私、質問してよろしゅ うございますか。確かに郷士沢生活貯水ダムという名前がついており、やっぱり、治水の方がわりかし、話 は簡単なように思ったんで、ちょっとそれについて分からんところを教えて頂きたいんですが、実は、治水 については河川改修の部分が3通りの言い方が報告の中ではなされておるんです。ひとつは5ページのとこ ろに、「ダムを造る時に金山地籍から天竜川合流点までは早期改修をするのが望ましい」ということが書いて ございます。そのあと、ダムなし案の方で9ページで、応急河川改修があります。その辺のことは、ダム計 画では河川改修の17億。応急河川改修で8億、この応急河川改修の中身は実はちょっと私は分かりかねて おるんですが、実際どの程度に直すことになるんでしょうか。例えば図を見ますと、ABCDEFとこうご ざいますね。金山地籍から天竜川合流点ではうんと下の方A,Bくらいだったと思いますが、それを早急に やるという話と、応急河川改修との対応はどうなっておるんでしょうか。

竹内委員

基本的にちょっと考え方だけ。構造のことは幹事の方からお願いしますけれども、要は、何て言うんですか、お金がかからないでしかも大幅な土地とか、要するに引堤という手法じゃなくて流下能力が対応できると、ダムなしの場合にという前提でやって頂いて、それと同時に地元の皆さんから出ている、あの箇所は危ないじゃないかというような要望事項も含めて盛って、対応して試算して頂いた。箇所を検証を頂いた結果なんです。ですから、ダムによる場合でも応急というか、早くやって欲しいというのも含まれてるわけです。ですから、その結果やったのがダムに変わる案としての応急河川改修ということで一応、まとまって出てきたものがこの構造であると解釈頂きたい。構造的なことなんか。

宮地委員長

私は構造のことは伺っても仕方がないと思うんですが、むしろ、応急河川改修案の中にその今言っている 金山地籍から天竜川合流点までの早期改修、これは含まれておるんでしょうか。完全にカバーしている。

竹内委員

含まれています。地元要望も含めて。

宮地委員長

そうですか。分かりました。

竹内委員

事務局が初めに出したものと、こっちの求めにより出したものプラス、要するに、地元が危険だといっているものも検証して、含めて頂いた。

宮地委員長

私、先に喋ってしまったんで、喋りにくいかもしれませんが、いかがでございましょう、他に。

松島(信)委員

じゃあ、いいですか。

宮地委員長

はい、どうぞ。

松島(信)委員

つまり治水に関しては、今出たような内容ですから、そんなに議論しなくてもいいんじゃないかなあと。ですから、利水に関して中心的にやって頂ければいいんじゃないかなあと、そう思うんです。これは何回も部会の中で特別委員が中心になって、治水について問題点はどうであるかということを現実に天竜川合流点からずっとダム地点まで何回か実際に歩いて、いろいろと問題点を部会の特別委員自ら認識していて、そして、飯田建設事務所と協議して、更に建設事務所の職員にも協力して頂いて、いろいろな計測をやったり、議論をしたわけです。そういう経過から、最終的に応急河川改修案というのが出てきたわけです。そういう経過からしまして、いいんじゃないかなあと私は判断するんです。特別委員の中に本流の芦部川流域に比較的近いところに住む委員から大水の時には大きな音がして怖いというようなことが何回か出ているんですけども、これはあくまでも客観的なことを言っているんではなくて、音を夜聞くと自分の感覚的に怖いというような意見でありますので、そういうようなことじゃなくて、みんなで実際に見てみようという努力の結晶として出てきたもんですから、特にこれについてそんなに議論を必要としないというのが私の結論みたいなもんです。ですから、問題は利水の方をきちんと検討委員の皆さんに分かって頂いた方がいいんじゃないかと思っておりますけど。

宮地委員長

いかがでしょうか。どうでしょう。ご発言がないと非常にやりにくいんですが。私、申し上げますと、結局ダムを造るのと、ダムを造らない場合と治水も利水も含めまして、結局、県の負担だけで申し上げますと、ダムを造ると県が32億、豊丘が利水分で1億、利水の分で県と豊丘が11億、結局43億とか、54億とか、補助がある場合と無い場合とそうかかってる。それに対してダムを造らない場合には応急河川改修が8

億いって、利水は今度県は関係なくて、豊丘11億いっちゃうと。結局、ダムを造らなければ、県の負担と いうのはおそらく、ダムを造らなければ19億、ダムを造ったら40何億になるという感じが私はしとるん ですが。だから、そういう意味では県、豊丘の負担というのは、ダムを造った方が結果として多いような感 じが、この数字を見ると私は致しました。但し、決定的な違いは、ダムを造ります時には豊丘の村の負担は 非常に安く済むということですね。それはダムを造らなければ、豊丘は11億負担することになっちゃう。 この辺がやっぱり、さっきから話があります県がどれだけ補助をするかという話になるような感じが私はし ておりますが、全体的に見ると、県及び豊丘の負担を一緒に考えるとダムを造らない方が、経済的に有利な ことは明らかなように、私はこの数字で見ると思うんでございますけれども。その辺はいかがでございまし ょう。今、松島(信)委員がおっしゃいましたのは、そういう見方もあるかも知れんけど、一応分けて治水 ということでいえば、応急河川改修案というのは、ダムを造った場合の早期改修を望んでいる部分もカバー している。そういうことでそこはひとつまずクローズしろと、こういうご意見のようです。そうして残った ところの治水の方をどうするか。そこに議論を集中しようと、こういうご議論でございますけど、その辺や っぱり、ハッキリした方が議論しやすいかも分かりません。どうでしょう。多分そういうご意見が出るのは、 ご存知のように、利水の方にはお金だけの問題じゃなくて、いろいろ水利権とか、いろんな問題がややこし く絡まっておりますんで、多分そういうご意見だろうと思いますんですが、どうでしょう。話を進めるきっ かけをどなたか作って頂けませんか。部会長、いかがですか。

竹内委員

いずれにしましても、今お話しのようにこれは利水が主体、水道水が1番根本にあるということで、論議 の経過からしますと、B案、C案、それぞれ論議をしたわけですが、部会の中ではそのことについて、じゃ あ井戸を掘って、汚染の可能性はどうかとか、そういうことが見えてこない。それと同時に南部から北部へ の水源、虻川からについても水利権の問題が絡んで、それが可能かどうか、連結して南部北部連結するとい う案も見えてこない。かといって、住民の皆さんの中には郷士沢の良い水が飲みたいと、こういう意識が強 いということで、両論併記になったという背景があるわけです。ですから、根本的な問題は、今まで論議し ているんですけども、例えば報告書の13ページにもダムによらない案の場合の要望事項、ウとして、C案 にも書いてありますけども、調査費用も含め県からの財政支援を強く望んでいる。それはどういうことかと いいますと、地下水源は豊富であろうとされているが、新たに求める水源の硝酸性、亜硝酸性窒素の汚染や 将来の水源枯渇等の課題について判断できる明確な方法を示す必要がある。除去施設についての浄化によっ て、生成された廃棄物の処理や維持経費など村の財政負担が伴うことから、調査費用も含め県からの財政支 援を強く望んでいるということで、この辺が明確にならないと、ダムなしでいいのかということで判断でき ない。この部分だと思うんです。ですから、私が申し上げたいのは、例えば提案しますけれども、前回申し 上げたとおり、例えばダムなしの方向で検討委員会が方向出したとしても、その辺のところを経過措置とし て1年なりかけて、はっきり判断できる材料を、やはり村と話し合った中で提示をして、最終的には県とし ての結論を出して頂きたいというのが、率直な現実的な私の想いです。今までの論議の経過からしますと。 ですから、あえて1番後ろにはいわゆる住民投票とかそういう話が出てきたのも、そういうことでもし決め てしまっても結局、村の財政負担という問題になると事業者は村ですから、そこにあえて踏み込んでやった 結果、村の負担が増えると、水道料金、例えば、どっちにしても当然、将来的には跳ね返るでしょうけども、 そのことについて判断するのは自主的には村民じゃないですかというところが念頭にあって、それには県と して踏み込んだ以上、きっちり村が判断できるものを提供することが、方向ではないかなあということだと 思います。その辺、ちょっと問題提起をさせて頂きますが。

宮地委員

はい、どうぞ。

高橋委員

関連ですけど、もうダムの場合は生活貯水池の場合は、例えば、黒沢の場合は初期投資13億ですよと。 ダムなし案になれば、全て村ですよという話ですよね。そうしますと33億とか36億と全然数字が違うわけですよ。ああいう小さい村で、それだけ財政ができるかったって、これは不可能です。従って、私は報告書には利水ワーキングの中で提言をしておりますよね。少なくてもダムを造る時に県が負担、当然する分がありますよね、当然したでしょうというくらいの負担は県がはっきりしてもらわないと、とてもできないですよということなんです。ですから、利水ワーキングの提言を尊重して頂いて、それをより具体的に委員会としてやって頂きたいと思います。

宮地委員長

今、高橋さんおっしゃったの。多分、私もこの利水の問題というのは、要するに突き詰めていって今すぐ何か答えが出るとか、条件がはっきりしない部分がたくさんある。だから、そういう意味で主張をはっきりさせるということでございますね。委員会としての提言をはっきりする方向でものを考えたらどうかと、こうおっしゃたように私は思うんでございます。ですから、多分黒沢の方、まだ報告が出ておりませんが、郷土沢も同じような状況は私あると思うんで、両方とも共通していると思います。やっぱり、委員会として、今の状況でもうダムというのは既定のことですからある方法は決まっている。それに対してあえて委員会としてひとつの方向を提案して、そういう方向でものを考えることにするかどうか、そこら辺の決断じゃないかと私は思うんですが。黒沢川の方は部会としてはその辺はある程度踏み切られた。はい、だから郷土沢の方に同じようにやれというわけではございませんが、同じ問題今降りかかっていると私は思っておりますが、これは委員会が負ってるわけです。

竹内委員

例えば、地下水、郷土沢の場合、C案を取って地下水は豊富だとされていて、掘った結果、例えば水源枯渇の問題とか、硝酸性、亜硝酸性窒素の汚染の問題とか、現時点では判断できなかったわけです。ですから、当然調査をしてみなければ、どの程度の汚染度なのか、あるいは、汚染されてないものがあるのか、あるいは、量はどのくらいだということは分かんないわけですよね。だから、C案を選択しますということは私は明確に判断できない。従って方向を出すんであれば、しっかりそれを県なりが調査をした上で、その結果に基づいて、ひとつの手法をお互いに村と話し合って決めていくというのが正しい道だろうと今の時点で私が判断しているということです。ですから、検討委員会として方向をひとつ出すとすれば、きっちりとその辺のところを謳って、先程予算の話もあって、角間の部会長さんも言ってましたけども、これからも角間もそういう意味では判断する時にひとつの方向出したとしても、その辺が1番ネックになるんで、明確に検討委員会としてしっかり村と連携して、県がしっかり対処して、予算を持って調査なりをして、そしてその裏づけを作ってやらないと、いくらなんでも無責任になっちゃうんじゃないかなと私思います。そういうことを謳って頂きたいと思います。

宮地委員長

はい、どうぞ。

高田委員

同じ意見です。実際に地下水、特に汚染がある場合、温泉堀と同じで掘って見なきゃ分からないという。 経費は非常にかかります。特に地元の水源はほとんど井戸に頼ることになるんで、それは利用者負担じゃなくて、県が例えば、広域の資源調査的な観点から、この辺掘ったらいいよというくらいの情報を地元に渡す。 そういう形でさっきの支援の中のまずとっかかりはそれだと思うんです。それだったら別に公営企業のそれとは抵触しません。県内の資源調査の観点から、独自の調査費を出すというところからまず始めて頂きたい。 さっきの協議会の話もありましたが、検討委員会としてはそういう方法を提言する。それは今、高橋さん、 竹内さんが言われたことに対して当然といえば、当然だと思います。

宮地委員長

どうぞ。

五十嵐委員

今の竹内さんとか高田さんの話で、高橋委員にちょっと聞きたいんですけど、要するに、こういう方法でしっかりやれという答申を出せばそれでいいですか。というよりも、もうちょっと踏み込んで、例えば検討委員会として利水部分について、例えばただの思い付きですけど、国が1/3、県が1/3、市町村が1/3という費用負担枠組みで考え直せと、どーんとある種方針、数字を示しちゃうというようなことまで求めるのか。ただ、しっかりやれということでいいのか。それ、どうします。

高橋委員

私の考えは、さっきもお話ししたように、少なくとも利水の支援というのは、お金の話しなんです。 1 0 0 %県でやれとかいうような話ではないと思うんですよね。まず、ひとつとして利水ワーキングで出した提言がありますよね。これについてよく町村と話合えよということがひとつ。それから、今、高田先生言われたように、その前に調査があるでしょうと、例えば。

五十嵐委員

そうですけど、要するに、この答申というのは早ければ4月だし、全体でも6月までです。その調査しろということまでは言えるけど、調査自身見届けることできないわけです。おそらく、今年はやらないわけですよ。来年度、予算付いて初めてやることくらいですから。調査をやれという道筋とか何かを書いてあとは全部委ねるという形でいいのか。実現しそうもないと思ってるんです。いっくら書いても、なんとなく。それで、もっと思い切って、こっち全部引き受けちゃってこういう形でやれと、世界中見ればこうだとか、日本中でこれやってるじゃないかとか、そういう案がいいのかどうか分かりませんけど、これでやれと、具体的に提言したほうがいいのかというあたりの腹の決め方だと思うんです。

高橋委員

できれば、先生の言うとおり決めた方が。

五十嵐委員

でないとこれいくらやっても、書くのは簡単ですよ。しっかりやれというところまでは、できているから2,3行付けて、県も最大限努力せよと書くのはできるんですけど、まとまらないんじゃないですか。まとまりますか。誰がやるかと思ってまして、それだったらもうちょっと腹くくって、基本高水も同じなんです。なんとなくこれずっとやってるんだけど、端的に言えば、この委員会としては角間川なら角間川でこの基本高水これで妥当と考える。あるいは、利水者負担についても1/3は市町村持って、県が1/3持ちなさい。あとは両方でがんばって国の方で1/3を努力しなさいとか、それでいいかどうか分かりませんけど、決めちゃって出すというくらいのことやんないと、なかなか動かないんじゃないかなと実は思ってるんです。

高橋委員

それをチェックする機関といいますか、それは担保しましょう。

五十嵐委員

だけど、仮にこの検討委員会を解体して、3人か5人くらいで監視委員作っても、やらないものをやらせる方法ないんじゃないですか。なんとなく、これは変な言い方ですけど、このままですと詐欺にかけて、何か実現しそうもないもの、一生懸命やれと言って、何かしちゃったみたいな感じになるんじゃない。責任ほとんど誰にもないって言いますか。こちらにもないですよね、しっかりやれと書いたんだから、やれと書いても実際できない。誰にも責任ないという感じもあるし、どっかで検討委員会の見識みたいのあって、ある種の合理的な枠組み決まれば、これでやれというくらい言っちゃった方がいいとも思う。しかし、どういう基準でいいのか、これまたあまり基準も、暫定水利権もそうなんです。それはいくら言ったって、この間私もやったんですけど、ああいう答弁なんです。やらないですよ、このままだって。いくらやれなんていったって。それだったら。

松島(信)委員 あの一、いいですか。

宮地委員長はい、どうぞ。

松島(信)委員

五十嵐さんがもうちょっと具体化して、検討委員会の結論にもっていけというような意味のことをおっし ゃるわけでしょ。私の感触では、例えば豊丘村の問題で言うならば、村自身ももう既にいろいろと努力しと るんです。今後も努力すると思うんですよね。ですから、高橋さんの言われるような案はそれもひとつの案 なんですけども、それは利水ワーキングとしての案なんですけど、ちょっとこれはあまりにも金額が大きす ぎると私は思うんです。本当にその村が自分たちのための上水道をどうやって確保してくかっていうことを 努力するとするならば、無駄なことはやらんと思うんです。最低限一生懸命努力すると思うんです。そうす る、そういう努力にかかった金額は井戸掘るにいくらかかったとか、まずその前に調査するにはいくらかか ったとか、いろいろそういう具体的なもの積み重なりますね。そういうものの少なくとも、例えば県と当事 者が、補助と当事者自身が受け持つ額は1対1くらいの額でいいんじゃないかなと思うんです。それは乱暴 な言い方なんですけれども、そういうように思うんです。例えば豊丘の場合は、もう既に1番硝酸性窒素の 汚染されとる井戸を廃棄するためにそのすぐ横に違う井戸を掘っていて、そこの井戸の硝酸性窒素汚染の濃 度はやや低い、でもそれではまた住民に対して不安を与えるだろうということから、また希釈するという形 でやっているんです。もう既にそういうこと認可を受けて、着々と進めているわけです。そういうことがあ って、今後どっかでまたどうしてもこれは希釈するか、または除去施設を造らなきゃならんとか、そういう ことが生じた場合はそれに対してやっぱりきちんとして対応ができると思うんです。今、地下水があるかな いかということは、この検討委員会の中では、そんなに状況把握できないと思うんですけれども、私はたま たま地元ですから良く分かるんで、地下水はあるんです、基本的に。つまり、豊丘村は飯田盆地、あの周辺 ではもっとも条件が良いところなんです。被圧された地下水があの地域に豊富なんです。

五十嵐委員

その費用は誰が負担するんですか。

松島(信)委員

だから、今、私は具体的には1/2くらいでいいんじゃないかと。

五十嵐委員

県と担当、1対1というやつでやりなさいというふうにこの委員会で。

松島(信)委員

そうです。この委員会ではそういう答申をやっておけば、より具体化すると、そういう意味です。

五十嵐委員

国はいいですか、国は。

松島(信)委員

国の方のことは分かりません。

五十嵐委員

だけど、莫大ですよ、それでも。

松島(信)委員

だけども、それはケースバイケースだと、つまり。

五十嵐委員

財政ワーキンググループでは利水の方についても検討してるんです。かなり膨大な額です。半分に割って も市町村負担できない。

松島(信)委員

その膨大な額というのが怪しいんです。

竹内委員

怪しいとか怪しくないとか、やってみなきゃ分からないから、憶測じゃなくて、要するに現実的にどう解 決するんですかということ申し上げてるんです。

松島(信)委員

だから、現実に解決するために1番努力するのは当事者じゃなくちゃ駄目だと思うんです。費用負担を非常に大きな額で見積もって、今、全部どの部会からも出ているわけです。その費用でもって実際にやるなんていうことは、これはとても現実性がないです。

五十嵐委員

だからそれ全部棚上げにしていいんですけど。実際、やってかかった額が出たら、全部半分にしてくと、 こういう答申でいいですか。

松島(信)委員

そういうことです。

五十嵐委員

それもひとつの方法ですけど。

高橋委員

分かりますけど、それぞれ違うんですよ。それはケースバイケースじゃないと。 1 / 2 という発想はちょっとおかしいと思う。

宮地委員長

あんまりいっぺんに機械的に決めるわけにはいかないとは思いますが。

高橋委員

例えば三郷の場合、地下水の調査の結果から、今の農道のところ下流しか出ないわけです。上ならいいですよ、上から出るなら自然流下で使えるわけですが、それをポンプアップしてあげるという話になりますとね。

宮地委員長

それで36億ですな。

高橋委員

だから、33とか36というような数字が出るわけです。ですから、私たち今努力しろっていう話はですね。豊水渇水量の認可をもらうとか、みんなで分け合って使うとか、できるだけ黒沢を使って、なおかつ足りない部分という発想ですからね。ですから、その1/2という発想は僕はあんまり賛成できない。

宮地委員長

数字を決めるというのはいろいろ難しい面が出てきますね。ちょっと時間が大分参ったんですが。どうぞ。

松島(貞)委員

話がそれてすいませんが、委員長の気持ちとして郷土沢の答申の集約の仕方なんだけれども、地元の村長さんは住民投票やってもダム造りたいというくらいの熱意を持っておられて両論併記になっておるんだけれども、ひとつくらいは両論併記の答申もいいというようなお気持ちがおありなのか、ひとつにまとめて答申するという集約の仕方にしたいのか、その辺、ちょっと先に伺ってからしたいと思うんですが。

宮地委員長

今はまだそれを言う段階ではないと私、思っているんですが、どうでしょう。

松島(貞)委員

ということは議論の過程によっては両論併記もありうると私ども解釈にとって。

宮地委員長

そうお考え頂いても結構でございます。とにかく、今の段階で、どちらとも。浅川・砥川の場合には両論併記といいましても議論がちょっとある段階で止まっていた。そういう段階で出てきたもんですから、えいやと検討委員会はやったんですが、これだけいろいろ部会で議論したうえで両論併記が出ている。やっぱり状況も変わっていますから、その辺はよく考えた方がいいと思っておりますけども、今日、今の段階で私まだそこまで。もう少しご議論頂きたいと思います。

高橋委員

これから、財政ワーキングやって頂けるようですけども、非常に数字が1人歩きしておりまして、困って

いることは、ダムの場合100年の維持管理費を見ている。そうすると180億とかいうもの物凄い数字が 出てくるんですけども、どう見ても常識的に100年の維持管理費を見るかという発想は、どういうもんな んでしょうか。

五十嵐委員

それについては種類をちゃんと決めまして、100年のやつも出していますけれども、そうでない案も出してますので、出さないと出さないで良いんですけど、また出せというし、だから両案を出してるわけです。

宮地委員長

財政の方、2つ出してますね。私、実はそのことちょっとお伺いしようと思ってるんですが、ただどうでしょう。12時1分前になった。1分がどうこうということございませんけども、午前中これできりにしておいた方がよろしい。今の空気を忘れないで午後につなげて頂きたい思っております。午前中の会議はこれで終了して休憩に致します。恐れ入りますが上川の起草委員の方、ちょっとお寄り頂けませんか。今後のこと打ち合わせ、部会長とも相談したことをお話ししたいと思いますので、この場所で結構です。

大熊委員

午後は何時ですか、開始は。

宮地委員長

午後は1時でよろしゅうございますね。午後1時に再開致します。すいません。浅川の談合のことについての資料が配られるそうですので、お持ちください。午後はひょっとしてご出席にならない方もあるかとも思いますので。

(昼食休憩 12:00~13:00)

宮地委員長

それでは、かろうじて定足数になりましたので、会議を再開致します。人数がちょっと減りましたんですが、活発なご意見を頂きたいと思っております。先程の話の続きになりますが、どういうふうに、かなりきわどい両論併記を考えるかというような話まで出ちゃったんですが、ちょっとまだそこまでいくのには早かろうとご返事をしたんでございますが、どうでしょう。まだいろいろ問題はあると思いますが、はい、どうぞ。

松島(信)委員

いいですか。先程五十嵐さんが具体的なことということで、財政支援の問題について、例えば1/2、それは実績に応じてというような、それをひとつの目安っていうこと、私提案したんですけれども、そんなように具体的にもうやってて欲しいなと思うんです。

宮地委員長

目安を、しかしこれ。

松島(信)委員

その背景にはこの部会報告の中のC案を中心として、答申したらどうかということが入ってたんですけれど。

宮地委員長

て案ですか。まず、今の話どうも伺ってると、財政支援ということを言っておられるという意味は要するにダム案ではないということになりますね。ダム案だったら財政支援いらんわけでしょう。だから、そこら辺の話ですね。それで、どうでしょう。私、ダム案にするかダムなしにするかということをやっぱり、どっちかにしてしまうというのではなくてどっちが望ましいかと考えるいろんな根拠はありますよね。それはやっぱり、少し言った方がいいんじゃないかと思ってるんですが、どうでしょう。言うまでも無いですか。私さっき冒頭に近いところで申し上げたんですが、とにかく費用という点だけから見ても、県とそれから、市町村、豊丘の郷士沢の場合、県と豊丘の費用ひっくるめて、それの負担だけ考えて、初期投資を考えてみてもそれはとにかくダム案よりもダムなし案の方がトータルとしては安くなってる。ということは私は試算で明らかだろうと思いますが、それが全部オールマイティーでないにしても、そういうファクターはひとつあるように思います。それから、もうひとつ私、ちょっと前にも申しましたけれども、治水という面で申しますとどうも部会のご意見にしても治水に関して大体は応急処置案でよろしいというようなニュアンスを私は感じたんでございますが、その辺どうでしょうか。そうすると利水だけの問題について、費用の問題とか実施したいろんな困難な問題とか、そういうところに絞っていっていいような感じが私しておるんでございますけども、どんなふうでしょう。いきなり、ひとつの案に絞ってというよりは、順番を立てた方が話がしやすいんじゃないかという感じがしておるんですが、どんなもんでしょうか。

大熊委員

今の委員長の案で進めていいんじゃないかと思います、私は。

宮地委員長

ただ、ひとつ確かめとかなきゃいけないんですが、お金の面で申しますと、ダムを造る時の県とそれから、豊丘の負担というのが、補助がある場合に32億と11億+1億くらいなんですか、補助が無い時に43億と11億と1億くらいになると私は思いました。それから、B案もC案も要するに、応急河川改修が8億で、利水に関しては11億、県と豊丘が、但し、これがダムを造らない場合にはほとんどが豊丘の負担になるということですが、トータルとしてみるととにかく、40億に近いお金と19億くらいで済むという、そういう対比は費用の面で私はあるように思います。これがひとつ私の言いたいことでございます。それから、河川改修は応急河川改修でいけば、8億という話があるこう思っております。

大熊委員

その8億というのはどれを見ればいいんですか。これで見ると郷士沢の報告で見ると、後ろの表で見ると、7.5と書いてある。

宮地委員長

報告の9ページのところにあるんですが、報告の9ページございませんでしょうか。違うか。9ページじゃない。

大熊委員

11ページですか。後ろの添付されている。

宮地委員長

費用比較11ページでしょうか。

大熊委員

12ページですね。この後ろの添付されてる表を見ると、7.5って書いてあったりするのとはどう整合は取れ、約で7.5を8にしたということですか。そうですか。ここに書かれてあるから。

宮地委員長

オーダーを言ってるつもりなんでございますが、すいません。ちょっとその辺。それから、だいたい今申し上げた数字は間違ってないと思っておるんですが、ただその時にBにしてもCにしてもダムなしの時、100年の試算がありますね。あれをどう考えますか。100年先の利水のことを考えてると、何か実際に維持費なんか勘定したらそうなるんでしょうし、それからダムが100年持つという計算と対比するためにやってるのかも分からないんですが、あと、やっぱり私は初期投資というものが1番大きなポイントになるような気がするんでございますけども、あとは、単にすぐというわけでは毛頭ないにしましてもですね。

高橋委員

いいですか。やっぱりその辺は委員会ではっきしりしないとこれから部会やっていくのに非常に数字があんまりにも大きいと、住民はまともに受けますので、これは私最初から言っていたんだけれども、委員会として、初期投資というようにしないと、べらぼうな数字になります。

宮地委員長

100年の間に払うとなれば、100で割ればいいかもしれませんが。

高橋委員

自治体にやれるばずのものじゃないんですよ、どう見ても。

宮地委員長

そうですね。やっぱり、費用としては初期投資というものを頭において、議論をした方がよろしい。そうするとその数字はさっき申し上げた数字に近いんだろうと私は思っております。

高田委員

水の問題で常に水利権の問題が出てきて、そして消えてしまうんですね。考えてみたら確かに1番ややこしい問題ではあるんですが、ここで虻川の問題いうのが本当にあかんのかどうか、何か、もうひとつ明確に 駄目という形になるのか。

宮地委員長

何がですか。

高田委員

南の方から取る表流水ですね。それどうなんですか。

宮地委員長

要するに、郷土の場合BとCの差だと思いますが。実は、前回も私お伺いした覚えがあるんですが、どっち。はっきりした区別がどこまであるのか、どこまで融通付けられるもんかということなんでございますが。

竹内委員

よろしいですか。虻川からの430をいわゆる、南部、虻川から1,000取るうちの430を北部にも

回すということが、言ってみれば、もしダムによらない案としてやるならば、1番理想的な形だろうと。というのは希釈という作用が生まれるということで、それで不足する分の水源を確保して井戸で賄うというのが、私は個人的には1番理想だろうと。ただ、1番の問題は水利権の問題で虻川から1,000m3/日取ることについては、同意を頂いているわけですけれども、その前提は南部に使う。その代わり渇水時の非常事態の時に今まで南部で使っていた井戸水を予備としてとっておくということが前提にあるわけです。ですから、それ以上の論議の進展は今のところ無いわけです。ですから、南部へ回すこと自体もいわゆる、村長さんのお話では同意は頂いてない。逆に昔の覚書というか、文書が出されているというお話です。

宮地委員長

そういう問題とですね、もうひとつ全部地下水から汲み上げた時に、地下水が汚染されてはいないかとか、水源が枯渇しないか、そういう問題が一方にはございますね。全部挙げるとすると。どっちも、やっぱりいるいろ現状でははっきりしないファクターだと思うんですが、一方は、何というか人間の相談の問題、一方は実質のものの問題でございますね。そういう点でなんか質が違うような感じがしておるんですが、だけどこれBとCを両方を並べて考えるのは、何か非常に無駄なような感じが、無駄って言ったら申し訳ないですが、どっちかの方向で考えられないですか。

竹内委員

ですから、私、先程申し上げたのも井戸も汚染の状況も、水源もどこにあるか、豊富だっていう話はあったんですけども、中身の問題としてどうかということも、現状では判断ができないわけです。それと水利権の問題もです。できれば、私は村の本心とすれば、虻川から北部に連結した方が、将来考えた時に維持費の関係も希釈ということでいけば、助かるということは当然念頭にあるだろう。従って、そういうこともおそらく当時は念頭において、虻川からの1,000m3/日というものをおそらく考えたんではないかなと私は思います。ですから、当然実際に現実的に村がもし対応してくとすれば、当然、水利権者に対しても、そういうことは将来の話かもしれませんけれども、可能かどうかということは当然今後検討に値することだろうという感触は私は持ってます。ただ、今はそれ何とも言えないんで、決め付けて考えられないということです。

高田委員

小規模のため池的なことを考えることはできないんですか。

竹内委員

ため池というか。

高田委員

数万m3溜まるくらいの。

竹内委員

ため池というか出た論議は郷土沢の水が飲みたい。その過程の中で農業用水の関係も郷土沢の関係あるわけです、水利権が。ですから、上で貯留をしなければまず水利権の問題クリアーできないでしょう。従って、例えば下の汲み上げた井戸水を上の農業用水に使って、郷土沢の水は水道水に使うことはできないでしょうかということは、松岡委員なりがこの間出したことがあるんです。ですから、この報告書の中には、その部分も若干表現として残ってるんですけども、要するに郷土沢の水を飲む、ダムによらないいかなる方法を駆使しても、可能性があれば、豊富な水量を維持し且つ清流でもある郷土沢の水を飲みたいという気持ちは共通した認識であり、村民の率直な意見でもあるということで、そういうことも踏まえて、将来、そのことも

検討して欲しいという意味も含まれているわけです。ため池という手法については、ちょっと。

高田委員

この虻川の場合でも渇水の時どうしてくれるんだいうことの回答がないわけですね。実際にそういう事態が起こるかどうかも分からないんだけど、最悪そういうことになって、それだったら、下へ水いかない、そうすると希釈もできない。そうすると、非常に困る事態になる。そういう時のために、駒沢川の細洞池みたいな、ああいう池です。それほど大きな水量いらんと思うんです。渇水を対象にしたら、そういう貯水池みたいなものだったらそれほどお金かかるとは思えないんですけど、そんな発想はできないですか。場所の問題は勿論、ありますが。

松島(信)委員

それについて、あそこはもっと恵まれていて、小渋ダムという国直轄のダムがありまして、そこから水量としては大きい水量の水が竜東一貫水路という形で通っていて、そこから全ての河川に渇水期には放水されます。

高田委員

その辺で、何か工夫すればという気が私ここでは強いんですけど。水量自体それほど大きくないわけだし。

松島(信)委員

水量もだからあるってこと。

高田委員

その利水の需要、飲料水の必要はたいしたことないんです、量としては。だから、そのくらいのところは 何か技術的な形で解決できるんじゃないかなと思ってるんです。

松島(信)委員

だから、1番簡単な解決は、豊富な地下水が1番簡単。

高田委員

勿論、そうです。それを含めて。

宮地委員長

松島(信)委員、BとCとで、Cはそのままいいとおっしゃっておる。それはどうしてですか。それはやっぱり、水が豊富だから汲めば出る。今度金の面から言うと、もし汚染したという状況があるから、少し、金高くなりますよね。

松島(信)委員

だから、汚染、汚染というんだけれど、全ての井戸が汚染しとるんじゃないんです。そういう実態もきちんと把握しとかんといけない。だから、汚染しとる井戸と汚染してない井戸は、非常に格差は大きい。

高田委員

それと、その汚染の問題で岡谷でもVOC汚染の問題なったんですけど、こっちもどの層が汚染されてるか、実態がわからない。

松島(信)委員

層というんじゃなくて、あそこ扇状地で段丘地帯上の畑や果樹園地帯からのその地下水が汚染されてる。

高田委員

堆積層だけですか。ここの井戸の汚染は。

松島 (信) 委員 そういうことです。

高田委員

そうですか。

松島(信)委員

だから、天竜川水系からの地下水はあんまり汚染されていない。だから、今まで竹内さんが言われましたように、南部水源から繋ぐことは私もいいと思うんですけれども、それは村の中の運用の問題だと思うんです。村の中で解決できる問題だと思うんですね。本当にやる気だったら。だから、部会の中ではそういうことに対して、あんまり率直な村側の議論がなかったわけですけども。水利権の問題に絡んどると今言われましたけど。でも、水利権というのが農業用の水利権、つまり、慣行水利権、そこの地域と、簡易水道の北部と南部の水利権、それを利用しとる人たちとはねじれてるんです。ねじれてるという意味は境目が違うんで、だから、両方本当に慣行水利権を主張するならば、南の人たちも北へやらないかんわけですよ。

宮地委員長

実際には虻川のところ、北の方へも水がいってるということおっしゃってました。しかし、その内部の問題だと言うんだから、むしろ内部の方でやった方が金も安いし、うまくいくんならその方がいいような気もせんでもないんですが、ただ、それは面倒くさいことは面倒くさいですね、きっと。しかし、村全体として考えりゃ、そういうことも当然、考えて欲しいというのは私どもの方向じゃないかと思うんですけども。もうひとりの松島(貞)委員、いかがでしょう。そういう町村のことは良くご存知なんで。

松島(貞)委員

高田委員の言われたことで私も前回の時にちょっと発言したんですが、郷士沢にダムを造らなければ郷士沢の水が飲めないという考え方は、これは黒沢と一緒で、その議論が前提にずっとこれから100年、200年、日本の河川というのはそういうもんだという考え方にたてば解決できませんが、現在の農業情勢から考えてみたりとか水利権さえの調整ができれば、郷士沢にダムを造らなくても郷士沢の水が飲める方法があるんではないかという、私はその科学的なことは分かりませんが、感覚的な見方でそういうことは不可能ではないんではないかという印象をまず1点はもってます。それから、委員長の言われた財政の問題で言えば、県という視点に立てば、確かに、国、県という大きな見地に立てば、お金そのものは安いんだけれども、このダムの問題というのは受益者、やっぱり、市町村であるっていうことがあって、財政問題でつっかえておるのは、みんな市町村の負担が予定より増えてしまうというところに問題があるので、結論出すにしては難しいことであるんだなあという想いがしておりますが、私も何とも難しい問題だなあという、今のところ、そんなような印象なんですが。

高田委員

現実にこの川の流量、例えば、上流の方から水利権、特に農業水利権がずっとあって、代かきの時は下流 の水がなくなる可能性があると思うんです。ところが普段下に、1番下に水があるはずですよね。そっから 飲めば水利権関係ないんじゃないかという気がするんですけど。私も感覚的に言っているんですけどね。そういうことってないんでしょうか。あの川が天竜川の非常に急勾配の最後のところ、あそこで水がなくなってしまうというのは年間どのくらいなんですか。

竹内委員

あれ何月でしたか、一度、現地調査やりましたよね、あの時はなかったですね。何かあるなと思って、やけに汚れたなと思ったら、上の工場廃水だったですよね。芦部川自体はないです。 1 回現地寄った時には、どのくらいの時期かっていうのはちょっと分かんないですけど。無かったですね、あの時上流は。ですから、芦部で足りないものを郷土沢からトンネルで流して。

松島(貞)委員

私、従って高橋委員が部会長で黒沢川の維持流量0っていった、ああいう考え方こそが無ければ、河川の問題というのは解決できん。みんなで有限な水を分け合って使うという発想になった場合は、ああいう考え方なんだろうなというふうに、これからの水問題というのは、そういうことだろうと思っておりますが、それぞれ、解決する方法あるんだけれども、現実問題としてどの方法がいいのかっていうとちょっと難しいですね。

宮地委員長

ちょっと、私、誤解の無いように申し上げておきたいんですが、先程県の負担と言ったのは、県と豊丘を含めた負担なんです。その中にそういうふうにごっちゃまぜにしちゃったのは、そこでは財政支援という問題が当然出てくるから、今のように何にも利水だから町村が全部負担する。そういうことを前提にしているわけではございません。むしろ、そこの県と町村とが、利水問題についての負担のことをよく話し合う。先程、1/2とか1/3とかございましたけど、そういうことも含めて話し合いの余地があるだろうと思うから、ひっくるめて申し上げたんでございます。

松島(貞)委員

比較、検証というような観点からいけば、地元の村長さん、どうしてもダム造りたいというんで、1つくらい造っても良いのかなんていう想いも、100年後検証してもらうという意味では、そんな気もしないわけではございませんが。

大熊委員

その点は、私はやっぱり、あそこは堆砂が厳しいとこだから、むしろ、止めた方がいいだろうと思いますね。

高田委員

私も同じです。ダム構造物は造りやすい場所です。ということは逆に、河川の洗掘というか土砂流出が多い渓谷いう裏返しの関係がある。

大熊委員

100年持つかもしれませんけど、その先、土砂で満杯になったダムというのは、あそこは運び出すなんていったって容易なところじゃないですからね。浅川ならまだ運び出すといったら、ある程度できるかなと思ったりしますけども、あそこだともう運び出すなんていったって無理じゃないですか。松島(信)さん、どう思います。

松島(信)委員

それで、前にもちょっと言いましたけども、あそこの花崗岩がとにかく数ミリ単位で平行に、斜面に平行にどんどん亀裂していくんです。専門家はこれをマイクロシーティングと言ってんですけども、それは普通の花崗岩の中で極特殊な急速風化する性質をもってるんです。石英とか長石をぼんぼん割って、風化していくんです。そして、その風化深度が地形の関係で非常に深いところまでいっとるんです。そして、一見硬い岩盤でも地形に平行した風化面がきれいに見えるんです。だから、一見硬そうだと思っても、風化岩盤なんですよ。他のところはみんなマサなんです。ですから、これダム造るにしても止水工事は非常に難しいんじゃないかと思います。

大熊委員

そういう堆砂した時の、もし仮に維持管理費なんていうの考えてたら、さっきの100何億というのはと てもじゃないけど、あっという間にお金かかってしまいますよね。

宮地委員長

松島(信)委員、水の汚染はそれほど大きくないだろうとおっしゃった。

松島(信)委員

そうでなくて井戸によって汚染度がみんなまちまちなんです。だから、汚染の低い井戸もある。ある年はちょっとそこが数値が上がっても、次の年には下がってしまうとか、そういう井戸があってみたり、少しずつ毎年汚染が進んでいく井戸もある。その井戸に関して、今1番問題になったのが、それはどうも放棄した方がいいんじゃないかということで、すぐ横に新しい井戸を掘ったということなんです。でもその井戸から300mかな、川ひとつ隔ったところの井戸は、これ南部簡水に入るんですけども、ずっと数値は低いんです。

宮地委員長

北部の下の方の林ですか、あそこ。

松島(信)委員

林と川ひとつ隔てた伴野というのはそんなに高くない。だから、地下水の流れがその両方とも虻川という川による涵養によって供給されとる地下水だと思います。だから、どちらへ地下水の流れが強くいっとるかというだけの問題だと思います。

高田委員

天竜川の脇に井戸がありますね。あそこら辺で岩盤の深さはどのくらいですか。井戸の深さというか。

松島(信)委員

今までの調査した結果は、今、新しく掘った井戸では150m掘っているんですが、それでほぼ岩盤に達してます。

高田委員

だから、それは天竜川の水の影響じゃなくて、ほとんど上から来る被圧の影響を受けてるわけですね。天 竜川のそこに湧き出す形になって、だから丘の方の水を取ってることになりますね、そこで。

松島(信)委員

それでないと、周囲の天竜川の、つまり、左岸、右岸のそういうところからも、他の自治体なんですけれども、地下水を取っているんですよ。そういうところで汚染されていない井戸が大変多い。ですから、あそこの基盤は東から西へ向かって傾斜しているわけです。だから、天竜川が供給する地下水というのは、右岸側、つまり、豊丘と反対側の方へ主に貯留されているという形で豊丘村の方は村の中の段丘地帯から供給されとる地下水を主として使っている。こういう形だけれども、全体としては盆地構造が働いておりますから被圧水になっています。

高田委員

それは井戸掘る時に水質調べながらやってると思うんですけど、深度別の水質なんか調べてるんですか。

松島(信)委員

それは出ていません。

高田委員

だから、ある深さまでだったら、天竜川の水そのものいう感じありませんか。

松島(信)委員

場所によって違うという意味は、新しく掘った林水源というところじゃなくて、河野水源といってもっと上流側になんですけれども、そこでは天竜川に近いところが硝酸性の汚染の度合いが高くて、天竜川からやや遠ざかったところの方が低いんです。だから、それはみんな全てどういうように地下水が流れてきとるかということをきちんとある程度抑えておかないと、駄目だと思います。

高田委員

私が言いたいのは、多分、深度別に流れてくる水の汚染物質濃度が違うと思うんです。だから、選択的に もうちょっと良い場所から、深さ、方向に良い場所が取れないかという、そういう技術的な話なんですよね。 それで3次元的な濃度分布みたいなのが。

松島(信)委員

そういうのは今までの井戸を掘った過程においては多分、やってないと思います。

高田委員

だから、結局さっきから私言っているのは、技術的な問題で、勿論、水利権の問題いうのは1番感覚的には難しいかもしれないけれど、手っ取り早い効果的な方法やと思うんですけど、それ以外に技術的な問題で解決できる部分はあるんじゃないかという気は致しますんで、井戸探査の問題とかが主なんですけど、さっき言いました渇水に対するため池みたいな一時的な、それで安全率上げる、それももうちょっと考える余裕があるんじゃないかなという、そういう気がするんです。

宮地委員長

ため池という話は、どうぞ、おっしゃってください。どうぞ。

大熊委員

だけど、ここで出ているABCから考えろということで、今、水利権を新たにどっかにしようという、そういう議論でないんで、ちょっと収斂しませんか。AでもBでもCでも、要するに、県と村が出すお金は1

1億って決まってるわけですね。11億で良いんですね。A案だと県と村で11億出して、B,C案だと村が11億出すっていう、そういうことでいいんですね、竹内さん。

竹内委員

11億っていうのはここの。

宮地委員長

利水だけでね、利水だけでそうですね。

大熊委員

利水だけで考えれば、国の出すお金を初期投資って考えましょう。100年の維持管理というのはA案の場合だって堆砂だとかいろんな問題があるわけですから、それを考えたらもっと膨大になるんで、初期投資のところで考えれば、その利水に関してはA案が24億、Bが21億、Cが25億で、国の負担をさっぴくとA案では県と村で11億、B案だと県が0で村が11億、C案だと県が0で村が11億で11億というのは変わってないですね、県と村。

宮地委員長

利水に関してはね。

大熊委員

他の黒沢なんかちょっと別にしといて、松島(信)さんが言った案というのが、それで、11億っていうお金が当面かかる。ただこれで1/2づつがいいのかどうか分かりませんけれども、負担を決めておいて、あとは努力すればもっと減らせると思うんです。減らせないですか、その辺は。

松島(信)委員

11億っていうのは、あくまでも、これは単なる数値だと、言い方ちょっと語弊があるかもしれませんけど。つまり、新しい井戸を4本掘る。それに除去装置を全てつけると、出てくる金額でしょう。でも、現実の問題として現時点で、もう一つ井戸を掘ってあるわけです。足り取るわけです。どうしてあと4つ掘る必要あるんですか。しかも現実は、まだ除去装置使っていません。将来的に使うかもしれません。それだって全ての井戸が汚染されてしまうわけじゃないんだから、それまで使う必要があるのか。それで100年計算でこういう数値が出てきておると、それは先程からもちょっとこの利水に関する数値の出し方はあるひとつの基準で出しておるっていうのにすぎなくて、その数値に大きく価値をつけるとするということは大きく矛盾があるわけでしょう。その矛盾する数値に対しては実際に水道事業者が実行していく段階になったらそんなことにならないと思うんです。

大熊委員

私もそう思います。

松島(信)委員

だから、それを私が言ってることは本当にこういうようにやりましたよという、そこでかかったお金に対して、考えていくべきっていうのが本筋だと思うんです。この数字に対してどうのこうのということじゃないと思うんです。

大熊委員

勿論、私もその松島(信)さんとおんなじ前提ですが、とりあえず、ここに11億というお金が出てたから、それでABCD県と市でトータルしたら同じですねということで、やはり、この利水にかかったお金は県と市である程度考えていっていいんじゃないか。それで、やはりそれなりに利水事業者も痛みを分かつべきであって、かなり要求量は過大だと私は思うんです。過大と言っちゃうと、またいろいろ言葉がいっちゃうから。それなりに原単位だって、ちょっと大きかったし、それから、まだ自己努力で減らせる可能性もあるし、現実、もしかしたら人口も増えないかもしれないわけですよね。ですから、何年か見ながら徐々に増やしていくということでいけば、11億かからないでかなり安いお金で済むんじゃないかという想定が私にもあります。それでそういう中で県としてよく話し合って、負担の割合を決めていって、それで11億かからないような方法でやったらどうかなと考えているんで、そういう意味でお金の負担の仕方を1/2にするかどうかは別にして県と市でよく話し合って融通つけてくれということです。それで、利水ワーキンググループから出ていた県が負担すべきお金というものも、その以下になるわけですから、そんなようなことでいかがでしょうか。

宮地委員長

どうぞ、竹内さん。

竹内委員

先程、財政ワーキングを昼休みにやりまして、そのいわゆる費用が高すぎるじゃないかという話が出たこ とについて、いろいろ意見出まして、角間でも井戸1本1億かかると、これはあくまで利水ワーキンググル ープの方にある程度出した根拠があるんですけども、1億だけが1人歩きしてるもんで、これが高すぎるじ ゃないかという論議があるということについては内訳をしっかり説明した方がいいということになったんで すが、ただ考え方としてやっぱり、押さえといてもらいたいのは、利水事業者はただ高い低いとかいう問題 じゃなくて、基本的には、事業としてよりよい水を安い料金で提供することに努めるということは、それは 当たり前のことであって、従って検証した結果、そのことによって下げる努力をすることは当然だというこ とを前提に論議をお互いすべきで、そこを不信もっちゃうと、全然論議が先進まないということで、押さえ るべきじゃないか。ですから、当然、いざこれをやれば、先程言いましたように、本来であれば、虻川から 回せて希釈という問題でいけば、装置もつけなくて済むわけです。ただ、一応、装置全部付いてるというの は、あくまで村の出した試算であって、もし全部汚染されているとすれば最悪の場合こうなりますというこ とだという解釈を私はすればいいと思います。その点、ただ問題なのはお金のこともあるんですけど、考え 方として、ダムによらないで、こうできるじゃないかということはいいんですが、問題はやっぱり、現実的 に村がこの案でいけますよという判断が現状できるんだろうかということについて、どうやってこの検討委 員会がその道を示してやるかということだと私は思うんです。従いまして、私、申し上げたように例えば、 井戸水の調査費についてはちゃんと県がもつとか、そういうこともちゃんとやった上で、その結果、北部の 方に井戸を掘って汚染されてない水が出れば、南部からは頂かなくても、それで賄えるわけですよね。とこ ろが、どうもこの予定した井戸は1本しか駄目だということになれば、その不足する分は当然、南部から今 度、水利権も含めて村が交渉したり、県も一緒になって交渉しなきゃいけないという複合的な考え方がどう しても成り立つと私は思うんです。今、決め付けてしまうということは現状では無責任になっちゃうからで きない。ですから、検討委員会としては当然、村がこれなら県と一緒に協議してやっていきましょうという 気持ちになれる、あるいは、現実的に解消ができるような施策の方向を是非、答申として頂きたいというの が率直なところです。一応、部会長として部会長案も示そうと思ったんですけど、示すことができなかった 立場で申し上げてるんです。

宮地委員長

竹内委員、今おっしゃった中にね、ダムを造るということも入りますか。今のはどうも私、BとCどっちかという時のいろんな条件の付け方とか市町村がどう選ぶかという話の方の側として聞いていたんですが、一般的に申しますと、それじゃあ、ダムを造るということも選択肢に入るわけですね。

竹内委員

部会長とすれば、両論併記のまま出してあるわけですから、ちょっとはっきりしたことは部会長として言えませんけど、ただ、郷士沢の水を飲みたいという想いは、さっき言いましたように松岡委員さんが提案したように、先程、松島(信)委員さんも言われましたように、何か考えられるんじゃないかというところまでの話は漠然とはあるんですね。その手法も含めて、しっかり検討して頂ければという部分があるんです。技術的な問題としてちょっと部会ではそこまではいききれなかったっていうこともありまして、ただ、想いは要するに、硝酸性・亜硝酸性窒素を除去するような水を本当に飲んでいいのという部分もあるわけですよ。控えでそこに水があるのになぜ、飲めないのという素朴な疑問は感情的にもあるわけです。そこのところどうやってお互い捕らえたらいいのかということなんです。

宮地委員長

はい、どうぞ。

藤原委員

この検討委員会では、財政ワーキンググループの話を聞いていてダムは5年から10年はできないだろう という、その座長の話、五十嵐さんからの話しあるわけです。そして、10年たっても情勢よくなるとは思 えないという話をもう五十嵐さんがしてるわけです、財政状況から言うと。にもかかわらず、部会からダム 案出してきて何か意味がありますか。要するに、5年から10年はダムというものはちょっと難しいよとい うにもかかわらず、こういうふうにABCのA案としてダム案が出てきてるわけです。松島(貞)さんがひ とつくらいダムというの、僕もそれもひとつ面白いなと思っているんです。みんなが何かとダムなしで上が ってくるよりは、どっかひとつくらいはと思いますが、しかし、ダムといって出して、5年から10年その ままになるよ、その間ダム案で出てくれば、他の代替案はほとんど動かない。そうすると、亜硝酸性窒素を 含んでいるという水を5年も10年もあなた方は飲み続けるんですかということは問われてくると思うんで す。ですから、黒沢川部会の最後のところの結論なんか見ると、これは高橋さん、ずいぶん苦労してまとめ たんだろうと思いますけれども、これダム案もダムなし案も両方だったんです。そうですよね。ここは僕も 部会に入ってますが、非常に治水よりも利水の問題ですごく複雑な問題があるんだけども、この終わりに、 ってところを見ると、ダム案、ダムなし案それぞれを支持する意見があったけれども、しかし、昨今の財政 状況等を鑑みると治水・利水対策の早期実現にはダムによらない案とすることもやむをえないということで 全員の意見が集約されたと、これだと思うんです。だから、その郷士沢の方から出されたのも、ABCとい うけど、Aを取るというのはもう5年、10年ダムができない、でもいいよと、だけど、郷土沢の水が飲み たいからダムだと言っているのか。その間は亜硝酸性窒素が入っている水も飲んでくると。10年たってで きるか出来ないか分からない。それでもこのA案を選択するってことを部会で考えてるのかなってことです よ。僕も駒沢川の場合もダム案とダムによらない案っていうのが出てくると思うけれども、でももし5年、 10年たってもダムが出来る可能性は少ないという検討委員会での財政ワーキンググループの報告を聞くと どうなんですかという投げかけ方はしてるんです。もしダムによるっていうことで5年、10年、そのまま って言ったら、砒素入りの水を飲み続けるわけですね。代替案ないんですから。とすれば、やはり実現性の ないダム案よりはむしろ実現性が少しでもあるようなダムなし案というのが選ばれて当然じゃないかなと思 いますし、そういう選択はこの郷士沢ではなかったんですか、その黒沢川みたいな。

竹内委員

ですから、郷士沢はいずれにしても宿命として村はそういう課題を抱えていて、南部については虻川、そして北部について郷士沢という計画を立てて、ダム自体は10年後の計画ですから、その間、そうは言っても手をこまねいていても仕方ないんで、自助努力で虻川からの水利権を申請したり、あるいは林水源、新たな水源として井戸を自分たちで掘ったりしてきた経過があるわけです。ですから、そういう意味では人一倍、郷士沢ダムに対する思い入れが強いということは歴史的に言えるんじゃないかと思います。だったら逆に利水について、藤原委員さんはどうしたら、どの水を飲めばいいのかということについて確証をもてるのかという、こういう論議なんです。私の言ってるのはそういうことです。

藤原委員

結局、黒沢川の時も同じだったんです。やっぱり、ダムと主張する人がいたんですけど、その時に僕は実現性、可能性のある案としては少なくとも今の段階ではダムじゃないんじゃないかということを言ったわけですが、それについてちょっと特別委員の方から検討委員はそういう口を出すなと言われたんでありますが、やはり、実現性、可能性ということからいうと、ダム案というのは5年、10年ちょっと実現性、可能性がないとすれば、次にどういう代案というものを考えるかというふうにすれば、やっぱりBCの中からどれかを選ぶということになってくると思うんです。だから、ABCって3つ出されていますけども、両論併記というのはダムありとダムなしというふうに両論併記っていうふうに言ってるんじゃないかと思うんですよね。だけど、その場合の両論のうちのダム案というのは、やはり、ちょっと今の段階では取れないんじゃないか。とするとダムなしの中のB、Cの選択ということになるんじゃないかと思ってるんです。

宮地委員長

はい、どうぞ。

大熊委員

藤原先生の考え方に私も基本的には賛成です。その郷士沢の水が飲みたいんだという願望みたいな問題っ ていうの聞きますと、郷士沢の水が飲みたいっていう人が、ある意味ではイコールでないかもしれないけれ ども、亜硝酸窒素で汚している人間でもあるわけでしょう。その辺はどう考えていいんですか。そういうこ とですよね。だから、ある意味じゃ、自分たちが汚しといて、それで郷士沢の水が飲みたいんだって、何か ちょっと側から見てるとなんとなく、わがままかなという、そんな印象を受けるのですけれども、実態なん ですよね。正直申し上げて、それは良い水が飲みたい。私も今、水道水をほとんど飲んでません。全部、湧 水を毎月200 くらい汲みにいって、それで飲んでます。味噌汁からご飯から全部それでやってます。東 京の人たちもかなりの人がもう水を買って、口に入る水は全部買って、水道水を使ってない。それは大阪の 人もそういう人がたくさんいますよね。他の国なんかでも東南アジアだとかインドなんか行ってみますと、 各家庭でも飲み水は20 づつくらい毎日別途買ってきて水道とは違って使っているわけです。これから郷 士沢でそういう考え方がすぐにいかないかもしれませんけれども、傾向としてはそういう方向が東京なんか では出始めていて、今後の上水道のあり方をどうするかっていうことを考えた時にそういう案で議論されて いるところもあるんです。ですから、本当に郷士沢の水が飲みたいということであれば、飲み水と普段使う 風呂や何かに使うのとは系統を変えるのも、ひとつの方法でもあるんです。ただ、配管でやるといったらと ても大変です。それは無理で、20 缶かなんかを配達するというのもありうるんですね。それは現実イン ドなんかでやってるわけですよ。ですから、本当に郷士沢の水が飲みたいんだっていうその欲求をどう理解 するかっていう時に、私はそういう問題が出されたら今のようなところまで議論する必要があるんじゃない のかなといった気が致します。

松島(信)委員

その郷土沢の水が飲みたいんだってことを強調するという意味は、それはちょっと視点が違っていて、ダムに決まっとったものを調印前日に駄目にされちゃった。それが尾を引いていて、そういう表現になっとるんですよ。それは、私も村の人とたまたま多くの人が知り合いなので、しょっちょう話し合っとる時に、1番びっくりしたのはなんと言うか、うんと素朴なおばあちゃんが、私は田中康夫が憎いっていうんです。また、別の人は、うちの山も5万円で買ってくれるはずが、しかし5万円がいまさら0になっちゃったというのは悲しいというんです。そういうところに今言った郷土沢の水が飲みたいという表現が入ってるんです。それが1点と、もう1点、前に検討委員会を始めた時に大熊さんが豊丘村は200/日しか使ってない。これは非常に優良な上水道の使い方と、そういう発言されましたよね。

大熊委員

しました。

松島(信)委員

ところが、その実態はワーキンググループでも報告されておりますように北部の52%の家庭は自己水源をもっとるわけです。井戸をもっとるわけです。そのくらい地域全体にそれぞれ小規模、またはグループでちゃんと井戸をもってるんですね。いろんな形の井戸を。それをほとんどの人は雑排水に使っている。もっと、ひどい場合はその井戸の水を飲んでいる。水道の水は下水道に使っているというくらいの家庭もあるんです。それで他の市町村はだいたい、上水道のメーターでもって下水道料金を設定しますね。でも、豊丘村はそれはできないわけです。そんなに自己水源があるんですから。ですから、人数割りで下水道料金を決めます。そういう実態がある。だから、個人で、または企業が井戸をたくさん持ってます。そういう井戸の水量というものを実際回ってみると、本当に豊かなんです。ですから、山間地域に入っていってもやっぱり、ちょっとした横井戸でもって個人で使うくらいの水は取っている家が大変多い。そういう条件があるもんですから、基本的にやっぱり、上水道しか使えないっていう家も勿論、あるわけですよね。そういう家に対してはきれいな水を供給してやるべきだと、そういうことは確かなもんですから、できるだけ希釈するなり、希釈できなくなったら除去装置をつけるなりして、やるべきだと思っておるんです。

宮地委員長

本当に汚れた水を飲むと、岡谷の時もそうだったですね。やはりきれいな水を飲ませたい。足りていれば いいですが、足りない時にはやっぱり、それで少し我慢してもらうということになる感じはあるんですが。 そうですね、郷士沢の水が飲みたい。私、率直に申しまして、郷士沢にダムを造ってもとの郷士沢のきれい な水が本当に残るのかどうかということだってあるんじゃないかと思うんですが。上川・砥川の時にもおっ しゃっておられました。そういう点はちょっと保証は付かない。汚れるかもしれん。ただやっぱり、できる だけ自分のところの掘って、それをきれいにする。それから、汚染をしないようにする。それがやっぱり、 基本のように思うんですが。どうでしょう、それと飲みたいのとやっぱり、私は基本的に言って、先程ダム を造っても造らなくても利水に11億いる。一方治水に関してはダム造らなきゃ8億で済むし、片っぽは、 30何億かかるということからいきますと、そのファクターはやっぱり、なんと言っても大きいだろうとい う感じはするんです。だから、率直にいって私は今ここで決め付けてしまうつもりはございませんけれども、 やっぱり、今の委員会の議論を聞いておりましても、まずひとまずダムなしでやる方法を考えてみたらどう だと。しかし、そこでは多分いろんな条件が付くだろうと私は思うんです。負担の問題もあるし、それから、 実際に井戸掘って水が出るかどうか、どんな種類の水が出るかどうか、そういうこといろいろ条件は付くと 思うんですが、その条件を付けた上で、まずひとまずダムなしで考えてみたらどうだろうか。どうしても、 それじゃあ、納得できないというような話があれば、最後の時にはダムを造ることもひとつの選択肢だろう と思いますけれども、そんな感じが率直に言って私はしてるんです。だから、今一方の案にしてしまうとい うことではないけれども、むしろ、どっちかの方向に重点をおいた考え方で答えが書けないかという漠然と した感じはもっておるんでございますけども。

松島(信)委員

それはしかし、重点じゃまずいんじゃないですか。

宮地委員長

むしろ、重点というかね、先程申しましたように県に対してこうこうこういうことを是非、考えてやって 欲しいとか、そういう強い意味の提言も含めまして、そういう意味です。

松島(信)委員

だから、検討委員会の答申でダムもひとつの選択肢っていうような形ではまずいんじゃないですか。

宮地委員長

それは、最後の表現の仕方だろうと私は思っておりますけども。ただ、今は人数少ないもんですから、ここでそこまで私よう言い切らんもんですから、どうぞ、高橋さん。

高橋委員

申し訳ないんですけど、郷土のあれが良く呑み込んでないもんですから分かりません。似たところ黒沢も 同じだと思います。私はこの利水の問題はやっぱり県と村と役割分担あると思うんですよ。県は何しなくち ゃいけない、村は何しなくちゃいけないというのがひとつある。その辺を明確にしてお互いにやってかない とこの事業はできないと思うんで、黒沢やっててそう思いましたけれども、まず1番ネックになっているの が、私この会に入って最初っから言ってましたが、この水利権の調整ってことだと思うんです。この中に、 私は昨今ちょっと報告しました水利権の調整っていうのはいろんな形があるでしょうけども、ある程度、柔 軟な運用をされれば、相当大きなものが救えるんだろうと僕は思うんです。どこの河川でもそうだと思うん ですが。それから、この補助金制度の確立っていうのは、額とかそういうものは別として、やっぱりはっき りさせるべきだろうと私は思います。五十嵐先生は言ってましたけど、先程私1/2というのは抵抗示した んですけど、やはりそれがないと進まないだろうと思います。私は額でなくて村と協議すればいいことで、 あえて委員会で何部にしようということまでは言わないけれども、これは誠意をもって協議をするべきです。 いろいろケースがあると思いますから、これは絶対条件として入れる。それから、先程以来竹内さんも言っ てますけれども、部会長やってみて良く分かるんですが、代替案を作る時に水源地の確保というのは不確定 要素が多すぎるんです。今のように地下水求めろって言ったって、出るのかでないのか。汚染があるのかな いのかってのがありますから、これこそ県が責任もってある程度一定の期間をもって調査をする。そして住 民にそれを知らせて、こういう方法があるじゃないかということでやるべきじゃないかと思う。2年くらい かかるんじゃないでしょうか、いろんな調査っていうと。それで代替案の方が自然環境の問題もあるわけで す。それだって完全に済んだわけではありませんので、それらも含めて県は実施するべきだと私は提言した いわけです。そしてそれを担保する会といいますか、どういう会でもいいですから、やはりその地域、地域 にその会を作って検証していくという形を是非とって頂きたいと私は思っております。じゃあ、村はどうい うことするかといいますと、私は1番黒沢では大変だったことは、いわゆる既得水利権者、慣行水利権者が いるわけですけども、これはいろいろな形の中でその歴史から見てうまくやってきているんですよ、ある意 味では。ですから、これは県も中に入ってきて頂いて、村が積極的にそういったものの調整をするというこ とが非常に大切だと私は感じていますので、それはやはり村の役割だろうと思っています。それから全般に 非常に節水という意識が少ないのは事実です。その節水対策と両方とも地下水の話が出ているのですが、保 全というのものも非常に関心がないなという気がしますので、節水と地下水の保全涵養というのは逆に県が 義務づけてもいいのではないかと思っていますが、村の責任だと思ってるんで、そういうものを私は提言したいと思います。それから農業政策を私はよく考えるのですが、減反減反とやっているんですが、実態の把握が実はできていない。ですから村の責任だと思いますが、長期的な将来展望というかそういう村の施策として確たるものがなければだめではないかと思います。それで初期投資をピークに合わせて決めているわけですけど、そんなにすぐに金がかかるわけではないんですよ。人口に合わせて設備投資していけばいいわけです。初期投資なんて下手すれば5年とか6年同じままでもいいんじゃないですかというようなところも実はあるのではないでしょうか。そういうものをみれば、あまりお金が11億とか30億、40億とかそういう額が飛び交わしてますが、村長さんだって賢くやりますよ。ここにも村長さんいますが、11億なんて村へもっていって八イ結構ですなんて議会を通るはずないし、そんな財政もないんですから、じゃあどうしますかというのは智恵を絞れるのではないでしょうかと僕は思います。その辺がもしダムなし案にいった場合にはそういうものには委員会として条件をつけるべきではないでしょうか。

大熊委員

全面的には高橋さんに賛成です。前にも言ったかもしれませんけど、江戸時代は技術がなかったから、みんなでうまく解決していたんですよ。明治以降いろんな技術が出てきたので、みんな技術に飛びついて話し合わなくなったというのは、これまでずっと調べていったら明らかなことなんです。僕はやっぱり21世紀というのはパァっと技術に頼るんじゃなくて、話し合って折り合いつけるところは折り合いをつけていく。その方がトータルで安いよ、環境を壊さないよ、ということだと思うんです。

竹内委員

気持ちは皆一緒だと思いますが、私はいずれにしましても水道水をどうするかという観点は今は判断でき ないと言うことで両論併記になっているんですが、一つの方向として例えばダムなしであるという方向を出 して検討しなさいといって放置されることを私は1番恐れてるんです。そこは分かってください。ですから、 私がここで飲み水はなんとかなるじゃないかというだけでは、やっぱり問題がある。例えば郷士沢について は、B案、C案あるいは郷士沢からのダムによらない取水について検討を頂いて、あるいは財政調査して、 その対応を村と協議して、同意あるいは確立というか、水源があった場合についてはダムなし案とするとか、 そういうことで私はいいんじゃないかと思うんです。はじめから決め付けるのではなくて、私が1年間なり 猶予を持たすべきというのはそういう意味なんです。それは県が答申を受けてしっかりやるということを担 保するということです。先程、高橋委員さんも言われましたけれども、今日提案されましたモデル創造枠の 流域協議会を作る。それも例えば、治水・利水対策流域協議会とかにして、その目的の中に、例えば運用規 則かなんか作るんでしょうけども、答申事項に対する、あるいは部会の事項に対する監視機能も持たせると か、そういうことをしっかり明記した上で両論にしている。どうも放置されちゃう可能性があるんです。こ の前、五十嵐委員のお話にも、ダム案も金かかるけれども、代替案も金掛かってできねえんじゃねえかとい う話もあったはずなんですよ。私が恐れてるのはそういうことなんです。そうは言ってもこの委員会も責任 持たなきゃいけないと思うんです。ですから、もしダムなし案でいける場合にはダムなし案とするというこ とで私いいんじゃないかと思います。

宮地委員長

分かりました。はい、どうぞ。

高田委員

高橋委員言われたことは全面的に賛成なんです。今言われたことは答申の中心に値する内容だと思います。 今、竹内さんも言われた、あとどうするか。これはうたい文句です。これは精神訓話に終わったら話になら ないんで、上川の場合はそういうグループ作りなさいということまで書いてるわけです。先程、竹内さんも 言われた、県が先程言われた、あれに対してやはり、そういうものをこの中に謳う。おそらく今まで部会であれだけ時間費やして、部会員じゃなくて周りの人間も相当勉強してるはずです。だから、そういうグループ作らざるを得ない、逆に。それは必然ですんで、そういうことは各部会からの案をまとめる段階で必ず入れとくと、そういうことだと思います。

竹内委員

村と県で同意がなければ、住民投票やればいいんですよ。

高田委員

そういうものがないと、今、高橋さん言われた10個くらいあるんですが、それの各論が出てこないと思うんです。さっきから何べんも言っている水利権の話は常に出てきて、常に消える。そういう話を具体化するには、こういう応援団あるいは独立したグループが考えてもらわないと進まないと思います。

宮地委員長

答申のフォロー体制のことは、前の委員会でも出ました。だから県の方も今日わざわざおっしゃったんだろうと私思っております。どの部会も共通した浅川・砥川も含めまして全部がそうだと思います。私はやっぱり機会あるごとにそれは言っといた方が良いけども、委員会としてもそれが消えてるわけでは絶対無いと思っております。

高田委員

これも今までずっと話に出てましたけど、11億いうお金もこういうグループができて、具体的な話をもっていきますとうんと安く済むだろう。勿論安上がりがいいとは思いませんけど、これは多分、河川改修の経費でも下がるんじゃないか。逆にあんな大きなお金、数字が飛び交ってるようじゃ、実現の可能性はむしる低いと思わざるを得ない人が出てくると思います。

宮地委員長

竹内部会長、ちょっと、一言お聞きしたい。先程B案、C案の他に郷士沢からダムによらない取水ということおっしゃいましたですね。それはどこに書いてますか。

竹内委員

それが1番最後のページでしたか、いくつか出てくると思うんですけど、これ村民の率直な意見でもあるという表現になってるんですが、真ん中辺のところにあります。

宮地委員長

何ページですか。

竹内委員

14ページ。これは最後の方で意見が出たんですけれども、それを細かく検討していると時間なくなっちゃうということで、要するに、検討委員会の方に若干触れて申し上げようというとこで、論議が終わったんです。それは望みとしては取っておこうじゃないかということなんです。要するに郷土沢の水が飲みたいということですから、ダムによらない方法でちょっと水利権の関係がネックになるもんで、例えば先程出たため池とか、あるいは下からポンプで汚染されてる井戸水であっても農業用水には使えるんじゃないですかという話も出たんです。それで、いろんな手法があるんじゃないでしょうかという。

宮地委員長

具体案があるわけではないけども、ここにやっぱり、郷士沢の水を飲む方法を書いて欲しいということで すね。

竹内委員

望みとして。

宮地委員長

そういう意味で分かります。つまり、B, Cでなくちゃいかんということじゃないですから、そういうことで知恵が出てくれば一番いいんですけども、やっぱりどうですか。分かりました。そう致しますと、大分委員の数も少ないもんですから、何なんですが、今の話を聞いておると、全体の方向としては、率直に申しましてダムなしでまず考えてみたらどうだと、それにはいろんな方法があるだろうと、考えなきゃいかん問題がたくさんついている。だからひとつ委員会の中で、そのひとつひとつについて、具体的な条件をどう付けていくか、そういうふうに話を絞って考えようと、今日のご議論はそういう方向じゃないかと思ってるんですが、どんなもんでしょう。まだ。はい。

高田委員

先程、高橋さんが言われたあの内容を今の事例に当てはめると、非常に可能性の高い選択肢があるんじゃないかなあと思いまして、今、委員長言われたそういう形で具体的なフォローをやれば、かなり良い方向が見えてくるんじゃないかなあと思います。

宮地委員長

そういう意味でBとかCとか、郷土沢からのダムなしで取水とか、そういうことをある意味でひっくるめているいろな注文をつける。そういうこともあり得るんだろうと私は思いますんですが、具体的にその条件を、こういうことを是非、考えてやって欲しいとか、ここは確保しろとか、担保しろとか、そういうこともひとつ条件を付けていく、これから先そういう方向で考えてみてはいかがでございましょうか。はい、どうぞ。

竹内委員

条件は当然つけんきゃいけないんですが、ただ、さっき言ったように放置されることは困る。従って、私申し上げてるのは最終的に対策を村と協議して、水源が確保され、利水が確保される場合にはダムによらない対策とするというふうに是非して頂きたいと思います。そうじゃないと、おそらく事業者の方は反って感情的になっちゃう可能性が私あると思います。

宮地委員長

条件と申しますのは、そういうことまで含めてのことで。

竹内委員

全体としてさっき言ったダムなしの方向でいけるだろうという話なんですが、それはあると思いますが、 ただ、今の時点でそれが先行しちゃうと部会の論議の経過を考えれば部会長とすれば...。

宮地委員長

具体的にちょっと詰めたらどうでしょうか。大体の方向は出てきたような感じが致しますが、何しろ8人しかおられませんので、今日、まだその方向で書けるかどうかというよりも、むしろ今後ひとつひとつの細

かい問題を詰める。そういうふうに議論を集約していきたいと思いますがどうでしょうか。もうひとつ付け加えて申しますと、治水に関しては応急修理案でいく。これが基本になっている。どうでしょうか。よろしゅうございましょうか。そういう方向で。はい、どうぞ。

高橋委員

これは、利水には共通の問題だと思うんです。ですから、3部会今やってるんですが、全く同じ条件、課題を抱えているわけですから、個々の問題じゃないと思うんです。

宮地委員長

まったくおっしゃるとおりだと思います。これからあとの議論にずっと尻尾を引く話しだろうと思っておりますが、もしお願いできるなら、今日の話というのはわりと迫っている話でございますんで、実は今日の話を議事要録の格好でも皆さんに配っといて頂けると、この次の議論には、それを読み返してきてもらえると思うんですが。確定事項じゃなくて結構です。要録の話だったらなるべく早く送って頂けませんか。我々メモ取ってますけど。

田中治水・利水検討室長 要旨のような形でも。

宮地委員長

いつも議事要旨っていうの作っておられますね。それをまず見せて頂きたい。その中には今、高橋さんが 言われたような、あるいは竹内さんが言われたようなまとめが入っておりますんで、それはやっぱりよくも う一回読み返した上で、この次の会議に役に立てたいと私は思うんですが。

大熊委員

未定項でもいいいんじゃないですか。

高田委員

要旨の方が良いですわ。短い方が。

宮地委員長

わりとちゃんと書いてあるんですよ、あれ。

田中治水・利水検討室長

早急に各委員さんにお送りするつもりですが。

宮地委員長

是非、それをお願いしたいと私は思っております。はい、どうぞ。

竹内委員

もう1点だけ審議を。部会やってまして、私が苦になってることは先程来お話に出てます硝酸性、亜硝酸性窒素の除去装置、施設の件ですが、この調べの経過は沖縄とか九州の方で、要するに水源がないところについて実施しているということなんです。そのことについて当然、あちこちの部会で論議になっている話なんですが、市町村に対して、その奨励を県が積極的にやるという話になるのかどうかです。私の印象は答申した結果、その点について、私は自信持って言えない部分があるんです。なぜ除去しなくちゃいけないのと

いう例えば、郷士沢の話じゃないですけど。逆に言うと、郷士沢の水が飲みたいっていうダムによらない場合でも郷士沢の水に拘るっていうのはそこにあるわけです。それは飲めるんでしょうけど、なんかちょっと抵抗ある。その点については何というんですか、少し見解ををですね、幹事の見解がまとまるんかどうか分かりませんけど、果たして奨励ができるのかどうかという疑問があって、水道事業者は市町村のやってるところですから、その辺のところ私はちょっと苦になってるところあるんですけど、自信もって言えないというとこなんです。

宮地委員長

はい、どうぞ。

藤原委員

今の竹内さんの話で、要するに郷士沢の水が飲みたいという時に、こんなことができるのかなあと思って、これは河川課の方、それから事務局の方にお聞きしたいんですが、ダムを造る、但しダムができるまでは、暫定水利権という形で郷士沢川の水を飲む。それは取水堰か何かで取れると思うんです。ダムを造るという前提で暫定水利権をもらうというのは千葉県なんかはやってるわけです。八場ダムというダムに参加するからということで、できるまでの間までの暫定水利権というのもらって、利根川から水ひっぱってるわけですね。だから、竹内さんの言っているような郷士沢川の水を飲みたいという時に、もし、そういうようなダムを造るという前提で、だけども、ダムができるまでは暫定水利権というのを認めてもらって、川から取水して郷士沢川の水を飲むということは、これは不可能なんでしょうか。

松島(信)委員

それじゃあ、ダム造るわけですか。

宮地委員長

話、戻っちゃた。

藤原委員

いやいや、ダムを造るという前提で東京都も千葉県も暫定水利権という形で今、水を利根川から引いてる んですよ。

宮地委員長

藤原さん、それダムでなくてもいいんだそうです。井戸でもいいんだそうです。

藤原委員

じゃあ、そういうような前提にたってね。

宮地委員長

ですから、ダムという暫定とおっしゃるもんだから話が戻っちゃった気もする、要するにある意味で井戸を掘るということをやったにしても、それを計画しております。2,3年のうちに計画。それで暫定水利権を取るということはあり得ると私も思います。

藤原委員

八場ダムは50年間できないんですけどね。

宮地委員長

あくまで暫定でございますんで、やっぱり。

藤原委員

水が足りない時には、それは最初に切られますということを言われるんだけども、今まで切られたことが 無いわけです。だから、そういう便法を、さっきの竹内さんの話しで。

宮地委員長

切られる可能性あるんですよ。

松島(信)委員

藤原さんね、郷士沢の場合は、堀越の水利権でその方法は駄目です。物理的に水量の問題で。

高橋委員

結構ですという返事は来ません。ですから、私はさっきから言っている柔軟な運用という、その辺でやっておかないといいですかというと、結構です、とは絶対いきませんよ。

宮地委員長

よろしゅうございましょうか。ご意見は承りましたが、やっぱりある程度、恒久策に繋がるようなことを 考えた方がよろしいかとも思います。

高橋委員

絶対駄目ですよ。

松島(信)委員

それから、ひとつ、先ほど竹内さんが硝酸性窒素の除去装置の廃棄物処理で意見がありましたけれども、この報告書の中にあったと思うんですが、除去装置をつけた時に、その廃棄物処理という問題にちょっと触れてあったと思いますね。それは砒素をやった場合は確かに廃棄物処理が課題だと思いますが、硝酸性窒素の場合は、基本的には窒素ガスにしてしまうので、廃棄物が全然出ないってわけじゃない、少しの汚泥は出ると思いますが、窒素そのものはガス化して空中にいっちゃいますから、そういう問題は非常に軽いんです。

宮地委員長

そうでしょうね。それは砥川も似たような、曝気によるやつは。戻ってくるなんて言いましたけどね。砒素とはまたちょっと性質が違うようにも。

松島(信)委員

全然性質が違うんです。

宮地委員長

ただ、亜硝酸窒素のようなものの場合には、まだ始まって技術があんまり熟してないというような感じのこともちょっと伺いましたんですが、それでも何年か近いうちに、近い内にというより、積極的にその様子を聞いて欲しいという感じは致します。

松島(信)委員

だから、日本の国全体で環境問題で環境省と農水省が組んで1番そこに力入れとるはずです。日本中、硝酸性窒素汚染の問題は1番大きい問題になってますから。ですから、いくつかのプロジェクトチームがあってもうそれに取り組んでいるという。

宮地委員長

角間も窒素でしたっけ。あれば砒素は入ってるんですか。

松島(信)委員

硝酸性窒素もあります。

大熊委員

角間、両方ですね

宮地委員長

両方ですか。あそこは温泉だからな。そうですか。はい、分かりました。ありがとうございました。それでは、一応これから次回の会議についての向きは少し見えてきたような気は致しますが、先程のようなことで次回また考えるということで郷土沢の問題一応、きりにしてよろしゅうございますか。部会長、いかがですか。いろいろ、まだ細かいことはいろいろ残っておりますんで付けて頂きたいと思っております、条件を。

松島(信)委員

次回14日の問題ですね。

宮地委員長

14日に当然郷士沢の問題は取り上げるつもりでおります。

松島(信)委員

だから14日について、私たちに対する今日の宿題みたいなもんで、14日にこういう問題を重点的にやるからっていうことについて、上川の答申案の問題もありましたですね。だから、14日はどういうことを考えてこいとか、宿題にしてこいということを、明確にしておいて頂ければいいんですけど。

宮地委員長

今のところ14日、まだそこまで会議が終わってないと思ったもんだから言ってないんですが、今のようなことで郷土沢の話一応、今日はここで切ってよろしゅうございますか。よければ、要するに議題として私どもの方で考えていたことは一応、終わりなんでございますが、今、松島(信)委員がおっしゃられたことはちょっと、次にして頂きまして、先にちょっと申し上げることがございます。ひとつは薄川の公聴会のことでございます。薄川の公聴会を開催することにしておりますが、前回、藤原委員からご意見ございましたように、公述人の応募する資格、薄川流域と書いてございましたんで、前の時はこう書いてございました。公述できる方は薄川流域に関係する住民の方(松本市に居住している方、財産を所有している方、事業所等へ通勤している方とします)こう書いてます。松本市と薄川と両方の文句が入っていて誤解があるかもしれんということでございますんで、私どもの方で薄川流域という言葉をちょっと取りまして、松本市に居住する方、それから、松本市に財産を所有している方、松本市の事業所等へ通勤している方、そういうふうに誤解の無いように統一を致しました。それで公聴会の公述募集の素案を作りました。ですから、そういうふうにご了解を頂きたいということでございます。はい。

藤原委員

流域というのに拘らなくていいということですね。

宮地委員長

はい、広い意味で取りました。そうだったんでしょう。だから広い方に取りましたんで、そういうふうにご理解を頂きたいと思います。それから、次回の委員会でございますが、予定は2月14日に予定しております。その主題は郷士沢の議題として郷士沢の対策について、今日の議論の延長としてあると思います。それから、清川の公聴会が8日に行われますので、そのご報告もできると思っております。それから、黒沢川の方の部会報告がおそらく14日にはご提出になるという予定で先程伺っております。そんなことだと思いますが、特に郷士沢のことについての心の準備と致しましては、議事要録をお配りいたしますので、それを読んで今日の議論をもういっぺん思い出して頂いて議論を頂く。そういう趣旨でありますが、よろしゅうございますか。それでは、そういうことでご了解を頂いたと思います。3月の日程をちょっとお計りをしたいんでございますが、実は3月は皆さんお忙しいもんですから、ずっと見ていきますと13人が集まれるっていうのは、ほとんどの方が集まれるっていうのは、3月の27日ごろになるんであります。それ以外は3月24日が12人とか、それから、ここに3月4日が12人とかございますが、但し、それも実は不明、まだ不確定という方も含めておりますので、どうも3月はできれば、県会中に検討委員会やりたいと思ったんですが、無理なようでその間に実は部会なんかは行われるんだろうと思っております。ですから、どうも今のところ3月27日の木曜日ということに致しますと実は13人ご出席を頂ける、不明な方はちょっと1,2ございますけども、それが1番マキシマムになりそうな感じが致します。

高田委員

私はそこでは良いとなっていますか。

宮地委員長

高田さんは、27日は何とも無いと書いてございます。

高田委員

それ駄目です。

宮地委員長

26日、半日駄目だって書いてあります。午後。27日が木曜日です。

高田委員

ちょっとまだ何ともいえません。

宮地委員長

まだ分からん。実は不明な方が3人お出でになるんですが、13人おるもんですから大丈夫だと思います。 それ以外っていうとなかなか取れないもんですから、どうでしょう。 高田さん、できたらお願いを。

高田委員

努力させて頂きます。

宮地委員長

他の方でもできるだけお願いをしたいと思っておりますが、県会の皆さん大分お忙しいようで×が連なっ

ております。ちょうど議会が終わる頃でございますので、3月27日に予定させて頂きたいと思いますが、それでひとつご出席をご努力頂きたいと思います。お願いを致します。それじゃあ、3月27日木曜日、場所はまた通知が行きますね。お願い致します。それから、委員の皆さん他に何かございましょうか。幹事会から何かございますか。

よろしゅうございますか。幹事会に何か出してくれって言ったけ、資料か何か。さっき言わなかったっけ。 浅川の談合のやつ。それでは、大分時間が早いんですが、これからちょっとこういうふうに足元がだんだん しっかりしなくなるんですかね。がんばってやりましょう。次回は2月14日ウェルシティー長野、元の厚 生年金会館、それ以前に2月8日に清川の公聴会がございます、ご出席を頂きたいと思います。それでは、 ちょっと大分はしょっておりますが、本日の会議を終了致します、どうもありがとうございました。

以上の議事録を確認し署名します。

署名委員氏名 印